

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第27期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	スパークス・グループ株式会社
【英訳名】	SPARX Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グループCEO 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス （平成28年6月13日から本店所在地を東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワーから上記に変更しております。）
【電話番号】	（03）6711 - 9100（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 コーポレート本部長 峰松 洋志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	（03）6711 - 9100（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 コーポレート本部長 峰松 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
営業収益 (百万円)	4,493	3,767	7,752	6,654	8,743
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,262	568	2,059	1,731	3,004
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	4,539	2,203	1,637	1,499	2,685
包括利益 (百万円)	4,991	216	2,456	2,456	1,600
純資産額 (百万円)	10,552	10,030	12,524	14,787	15,733
総資産額 (百万円)	20,323	12,952	15,807	19,450	20,680
1株当たり純資産額 (円)	45.30	43.40	54.72	64.43	69.92
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 () (円)	22.50	10.92	8.10	7.35	13.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	8.06	7.32	13.11
自己資本比率 (%)	45.0	67.6	70.0	67.6	68.9
自己資本利益率 (%)	39.0	24.6	16.5	12.4	19.6
株価収益率 (倍)	-	-	25.3	29.7	17.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	325	112	2,448	1,332	2,466
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,825	2,759	724	70	965
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,705	5,411	117	1,004	641
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,908	5,926	9,694	12,709	13,070
従業員数 (名)	142	122	132	117	135

- (注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
2. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第23期及び第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失()」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
営業収益 (百万円)	491	388	603	484	833
経常利益 (百万円)	1,022	841	82	1,290	1,190
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	2,463	8,655	581	2,029	1,649
資本金 (百万円)	12,451	12,456	12,492	8,517	8,575
発行済株式総数 (株)	2,080,241	2,080,427	208,445,300	208,735,700	209,537,400
純資産額 (百万円)	16,283	9,066	9,799	11,866	12,314
総資産額 (百万円)	25,649	11,992	11,696	15,188	15,723
1株当たり純資産額 (円)	80.23	44.37	48.02	57.80	60.28
1株当たり配当額 (円)	-	-	2.50	2.50	4.00
(内 1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	12.21	42.89	2.87	9.95	8.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	2.86	9.91	8.05
自己資本比率 (%)	63.1	74.7	83.0	77.7	78.2
自己資本利益率 (%)	14.0	68.8	6.2	18.9	13.7
株価収益率 (倍)	-	-	71.43	21.91	28.29
配当性向 (%)	-	-	87.11	25.13	49.63
従業員数 (名)	12	13	12	10	18
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(3)	(3)	(3)	(4)

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第23期及び第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

昭和63年6月	虎ノ門投資顧問(株)として東京都港区に設立。
昭和63年11月	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業者登録（関東財務局第364号）。
平成元年7月	スパークス投資顧問(株)へ商号を変更し、投資顧問業務を開始。
平成5年10月	スイスに欧州におけるマーケティング活動を目的としたSPARX Finance S.A.を設立。
平成6年7月	米国に投資顧問業務を目的とした米国証券取引委員会（SEC）登録投資顧問会社SPARX Investment & Research, USA, Inc.を設立。
平成8年1月	米国に海外ファンドの管理業務を目的としたSPARX Fund Services, Inc.を設立。
平成8年12月	英領バミューダに欧米の投資家向けオフショア・ファンドの運用・管理を目的としたSPARX Overseas Ltd.を設立。
平成9年2月	スパークス投資顧問(株)が投資一任契約に係る業務の認可を取得（大蔵大臣第191号（認可取得時））。
平成10年5月	国内マーケティングを目的としたスパークス証券(株)を設立。 証券第1号、2号、及び4号免許を取得（大蔵大臣第10082号（認可取得時））。 （同年12月、証券取引法第28条に基づく証券業登録）
平成12年3月	スパークス投資顧問(株)が証券投資信託委託業の認可を取得（金融再生委員会第24号（認可取得時））。 スパークス・アセット・マネジメント投信(株)へ商号を変更し、本社を東京都品川区大崎へ移転。
平成13年12月	スパークス・アセット・マネジメント投信(株)が日本証券業協会に店頭登録。
平成14年10月	SPARX Investment & Research, USA, Inc.が米国内での投資顧問業務を目的として米国証券取引委員会（SEC）に再登録（同社本社をニューヨークへ移転）。
平成16年2月	欧州における既存・新規顧客向けにサービスを行うため、英国にSPARX Asset Management International, Ltd.を設立。同年8月、投資顧問業務及びグループファンド等のアレンジメント業務の認可を取得し、業務開始。
平成16年6月	米国内でファンドの販売を行うSPARX Securities, USA, LLCを設立。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成16年12月	英国に海外子会社の管理を目的としたSPARX International, Ltd.を設立。
平成17年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）の株式の過半数を取得。
平成17年4月	香港に海外籍ファンドの管理業務等を目的としたSPARX International (Hong Kong) Limitedを設立。同年8月、Advising on Securities, Asset Management業務の認可を取得し、業務開始。
平成17年6月	業務内容の変化に伴い、SPARX Fund Services, Inc.の商号をSPARX Global Strategies, Inc.へと変更。
平成17年7月	自己資金による投資業務の展開を目的として、スパークス・キャピタル・パートナーズ(株)を設立。
平成17年8月	スパークス・アセット・マネジメント投信(株)を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
平成17年9月	第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を発行（発行額：50億円）。
平成18年1月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.）を米国の投資顧問業として、米国証券取引委員会（SEC）へ登録。
平成18年6月	アジア全域を対象とした投資プラットフォームの構築を実現させるため、SPARX International Ltd.を通じてPMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia Capital Management Limited）の全株式を取得。
平成18年10月	会社分割により持株会社体制に移行し、社名をスパークス・グループ(株)に変更するとともに、子会社であるスパークス・アセット・マネジメント(株)が、資産運用業務とそれに係わる人員及び資産等を継承。
平成19年1月	グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Global Strategies, Inc.を解散することを決議。
平成20年2月	グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Finance S.A.を解散することを決議。

平成20年7月	California Public Employee's Retirement System (カルフォルニア州公務員退職年金基金) 及びRelational Investors, LLCとのジョイント・ベンチャー解消に伴い、SPARX Value GP, LLCを解散することを決議。平成20年12月清算完了。
平成20年10月	早期退職を含む経営改革 (第1次) を断行。
平成20年10月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) 発行済株式の9.7%を追加取得。
平成20年11月	英国のSPARX Asset Management International, Ltd.の営業を停止。
平成21年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) 発行済株式の21.0%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
平成21年2月	早期退職を含む経営改革 (第2次) を断行。
平成21年7月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) 発行済株式の10.0%を追加取得。
平成21年9月	グループ内における海外業務の効率化に伴い、SPARX Investment & Research, USA, Inc.、SPARX International, Ltd.及びSPARX Asset Management International, Ltd.を解散することを決議。平成23年12月までに上記3社は清算完了。
平成21年9月	米国Hennessy Advisors Inc.と米国における投資信託ビジネスの提携に関する契約を締結。
平成21年12月	日本風力開発株式会社と「スマートグリッド」に関連する技術・ビジネスモデルを有する日本企業に共同で投資を行う投資事業有限責任組合設立のための契約を締結。現在は、クリーンテック投資戦略としてファンドが設立されたため、当該組合は役割を終えたとして解散。
平成22年2月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) 発行済株式の8.9%を韓国ロッテ・グループの関係会社に譲渡。
平成22年7月	スパークス・アセット・マネジメント(株)とスパークス証券(株)が、スパークス・アセット・マネジメント(株)を存続会社として合併。
平成22年8月	韓国のCosmo Investment Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) 発行済株式の10%を追加取得。
平成22年11月	SPARX International(Hong Kong)Limitedの全株式をMCP Asset Management Co., Ltd.に譲渡。
平成23年2月	スパークス・グループ(株)とスパークス・キャピタル・パートナーズ(株)が、スパークス・グループ(株)を存続会社として合併。
平成23年6月	PMA Capital Management Limitedの商号をSPARX Asia Capital Management Limitedへと変更。
平成23年11月	Cosmo Investment Management Co.,Ltd.が韓国投資信託委託業ライセンスを取得し、それに伴い商号をCosmo Asset Management Co., Ltd.に変更。
平成24年5月	本社を東京都品川区東品川へ移転。
平成24年6月	不動産関連投資ファンドビジネスへ参入。
平成24年6月	東京都の官民連携インフラファンド運営事業者に選定される。
平成24年8月	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング業務を行うスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー(株)を設立。
平成24年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) は、本社をソウル特別市中心部の永登浦区汝矣島へ移転。
平成25年11月	Cosmo Asset Management Co., Ltd. (現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.) が韓国国内におけるヘッジファンドのライセンスを取得。
平成26年4月	ジャパンアセットトラスト(株)の全株式を取得し、商号をスパークス・アセット・トラスト&マネジメント(株)へ変更。
平成26年10月	東京都の官民連携再生可能エネルギーファンド運営事業者に選定される。
平成27年2月	Cosmo Asset Management Co., Ltd.の商号をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.へと変更。
平成27年11月	未来社会に向けたイノベーションの加速を目的とする新たな未来創生ファンドを設立
平成28年6月	本社を東京都港区港南へ移転。

3【事業の内容】

(1) 事業の内容について

・当社グループの事業の概要について

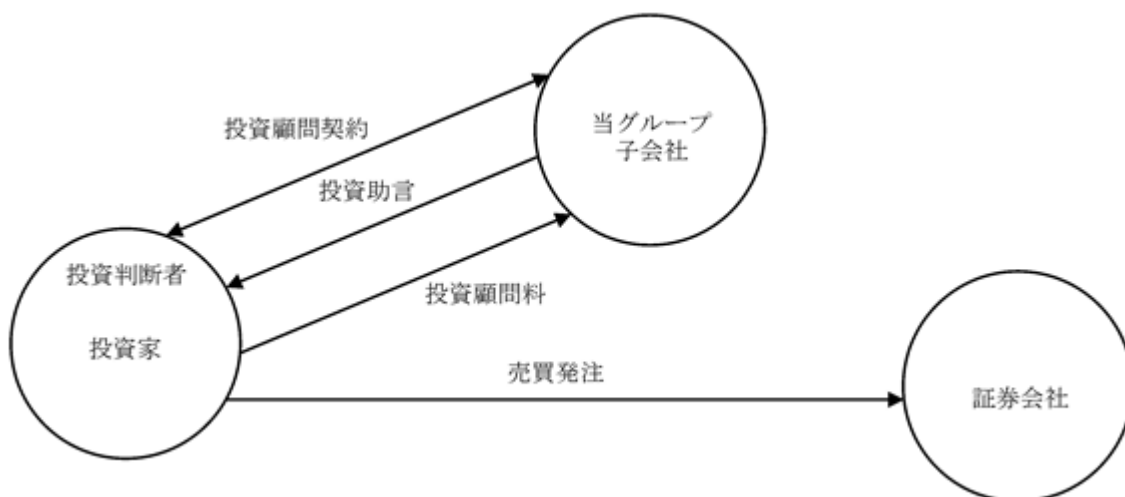
当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社による日本株式、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用のほか、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社による不動産を投資対象とした調査・運用、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.による韓国株式を投資対象とした調査・運用及びケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedによるアジア株式を投資対象とした調査・運用から成っております。

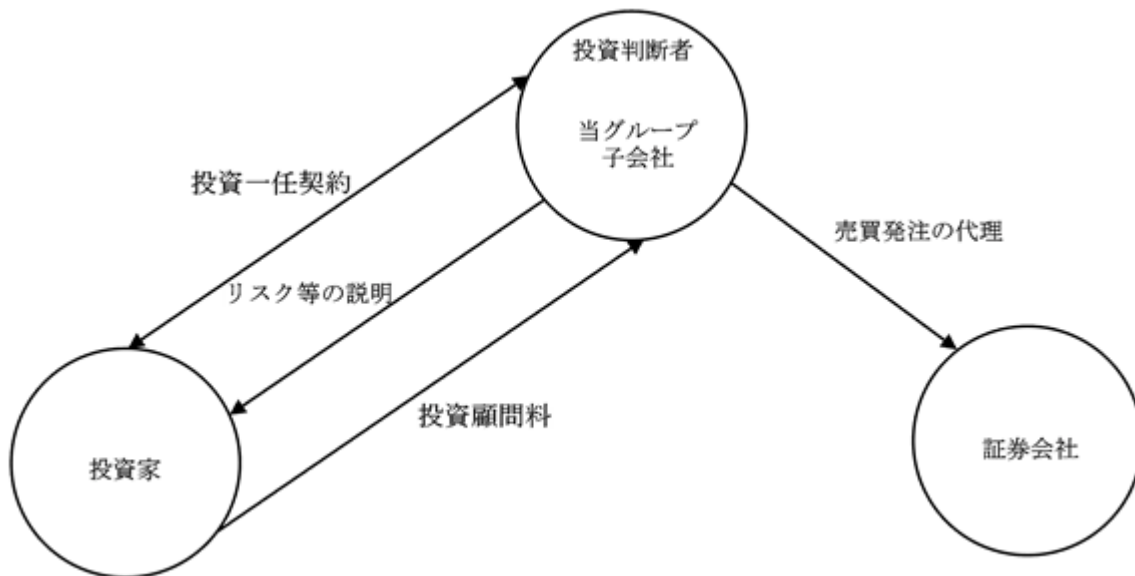
・資産運用業の仕組みについて

投資顧問業とは、株式、債券などの有価証券に対する投資判断（有価証券の種類、銘柄、数、価格、売買時期などの判断）について、報酬を得て専門的立場から、投資家に助言を行う業務です。投資顧問業はさらに、「投資助言業務」と「投資一任業務」に大別されます。このうち投資助言業務は投資家との間で「投資顧問契約」を結び、その契約内容にしたがって投資助言のみを行う業務です。この場合、実際の投資判断と有価証券の売買・発注は投資家自身で行うこととなります。一方、投資一任業務は、投資家と「投資一任契約」を締結し、顧客から投資判断の全部又は一部と売買・発注などの投資に必要な権限を委任される業務です。投資一任契約の場合、どの有価証券への投資を通じて投資家の資産を運用するかという投資判断と実際の売買発注までを投資顧問会社が行います。

投資助言業務の仕組み

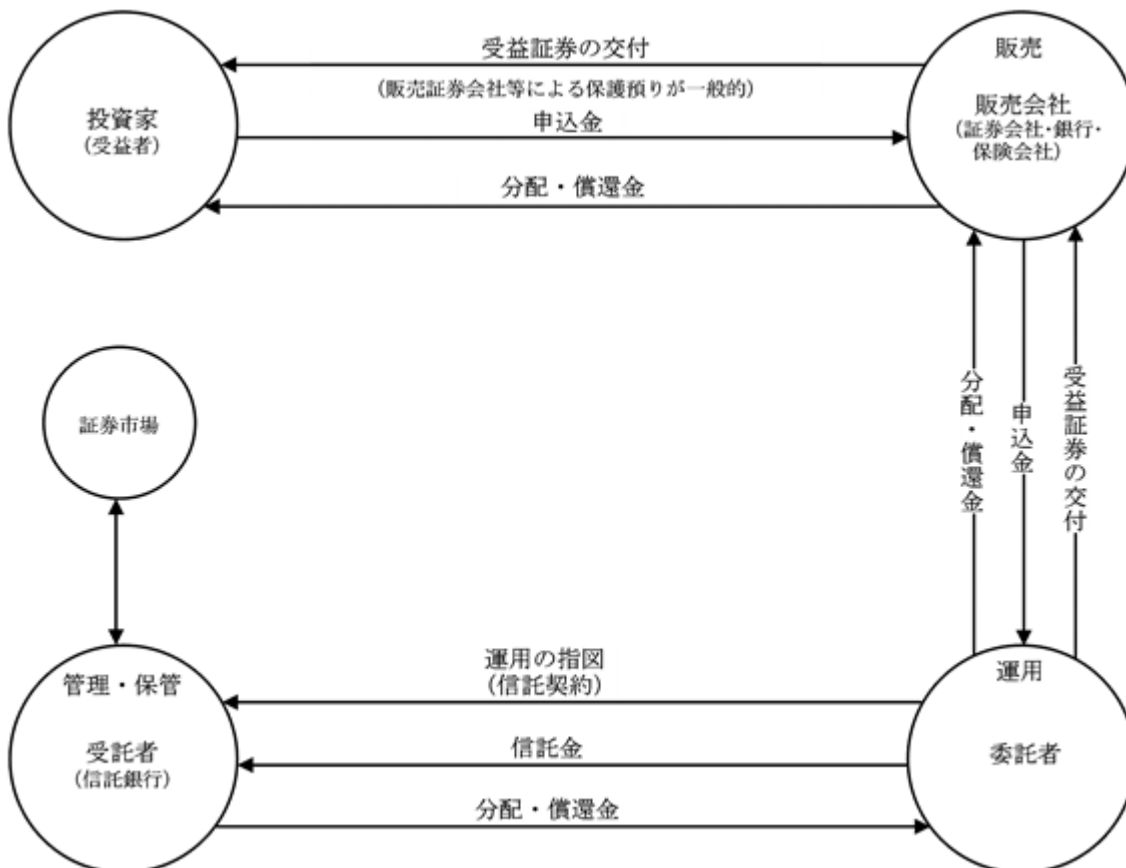


投資一任業務の仕組み



他方、投資信託委託業とは、業として委託者指図型の投資信託の委託者となることとなります。運用の専門家である投資信託委託業者（委託者）として、投資信託への投資として投資家（受益者）から集めた資金を一つにまとめ有価証券に分散投資し、その成果（運用損益）を投資家に配分することを業務としております。

投資信託（契約型）の仕組み



(注) 投資信託には契約型と会社型があります。このうち、わが国の主流は契約型でありますので、上記では契約型の仕組みを記載しております。

・当社グループの提供する投資戦略の変遷について

当社は、平成元年7月1日の業務開始以来、独立系の投資顧問会社として日本株を中心に企業への個別訪問によるボトムアップ・アプローチを軸に、店頭登録企業を主体とする中小型株への投資に専門性を持った投資顧問会社として創業し、独創的な資産運用を行ってまいりました。

日本経済に大規模な構造変革が起きることを想定し、その変革の担い手は大企業ではなく、店頭登録企業に代表される新興の成長企業、中でも経営者が自社のマネジメントに哲学をもつオーナー企業であるとの確信に基づき、そのような企業を対象とする運用に特化したしました。その結果、創業時より必然的に採用された運用調査手法が、会社訪問による企業調査を中心にした「ボトムアップ・アプローチ」です。当社の調査対象である企業の分析は公開情報を机上で検証するのみでは十分とは言えません。投資対象企業に直接赴き、企業経営者の「生の声」を聞くことを通じて確認できる経営哲学、企業の現場でのみ体感できる成長企業の胎動を確認することで単なる文字や数字の羅列に過ぎない公開情報の奥に潜む真の企業像を浮き彫りにすることができると考えているからです。

この「ボトムアップ・アプローチ」に基づく個別企業訪問では主に「企業収益の質」「市場成長性」「経営戦略」を丹念に調査し、事業リスクなどを勘案したうえで将来の収益及びキャッシュ・フローの予測を行い、企業の実態から見た株式価値を計測します。この企業実態から見た株式価値と日々の株価との間に存在する乖離（バリュース・ギャップ）を投資機会として捉えます。これに独自の調査や投資仮説に基づき把握したバリュース・ギャップ解消のカタリスト（きっかけ・要因）を加味して投資判断を下しています。

1990年代の日本の株式市場では、市場における「勝ち組企業」と「負け組企業」の評価が明確化するとともに、大企業においても事業の再構築の進展度合いにより、市場の評価の二極化が進展しました。この結果、業種間の評価格差や同一業種内での株価の二極化が急速に進展し始めました。このような市場の変化に的確に対応するために、平成9年6月よりロング・ショート運用を開始いたしました。また同年、世界各国のヘッジ・ファンドを投資対象としたファンド・オブ・ファンズ運用も開始いたしました。

平成11年からは、TOPIXをベンチマークとする年金基金の運用を開始し、国内大手証券会社のラップ口座の運用を受託いたしました。また、投資対象銘柄数を絞り込んだ集中投資型のファンドも同年運用を開始しております。加えて、平成12年3月の投資信託委託業の認可取得後は国内公募投資信託、国内私募投資信託の運用を開始し、さらに平成12年4月より国内の未公開企業を投資対象とした運用も開始いたしました。

平成15年1月からは、企業統治（コーポレート・ガバナンス）を基軸とした日本企業の価値の拡大を促す投資ファンドの運用を開始いたしました。この投資では、投資対象企業を絞り込むことで一社当たりの持ち株比率を大きくし、投資先の企業の経営者と建設的な意見交換や議論を行い、十分な理解を得た上で、株主、従業員、その他利害関係者の利益のために、企業価値向上のための諸施策を求めてまいりました。この投資を行うに当たっても、投資先企業の選定方法は、当社が永年に渡り培ってきた「ボトムアップ・アプローチ」であることには変わりありません。これは、企業価値の本質を深く調査する従来のリサーチを進める過程でコーポレート・ガバナンスの観点から効率的な経営に転換できる企業を発掘することが可能であると判断しているためであります。

その後は、世界中の投資家の皆様にアジアの投資インテリジェンスを提供する最強のブランドを構築すべく、「Center for Asia Investment Intelligence」の旗印を掲げ、アジア経済の発展を享受すべくアジア地域での業務拡大を積極的に行ってまいりました。具体的には、平成17年2月に韓国の資産運用会社 旧Cosmo Investment Management Co.,Ltd.（現、SPARX Korea社）の株式の過半数を取得し、韓国株式の調査・運用拠点をグループ内に持つことといたしました。さらに平成18年6月に、日本を除くアジア地域で最大規模のオルタナティブ運用資産を保有する旧PMA Capital Management Limited（現 SPARX Asia社）の全株式を取得し、SPARXグループが培ってきた運用手法・ノウハウをグループ全体で共有しつつ、経営資源を配分しております。

平成24年からは、世界的な低金利と資金余剰を背景に、安定的なインカム・ゲインが期待できる投資対象には、国内外からの強い関心が寄せられていることから、平成24年9月にSPARX Asia Capital Management Limitedにおいて、海外の機関投資家を対象に日本の居住用不動産を投資対象としたファンドを設定いたしました。更に平成26年4月に全株式を取得したSATM社における不動産投資のノウハウを活かし、住宅、オフィスビル、倉庫、商業施設のみならず、ヘルスケア関連施設等への投資も開始いたしました。

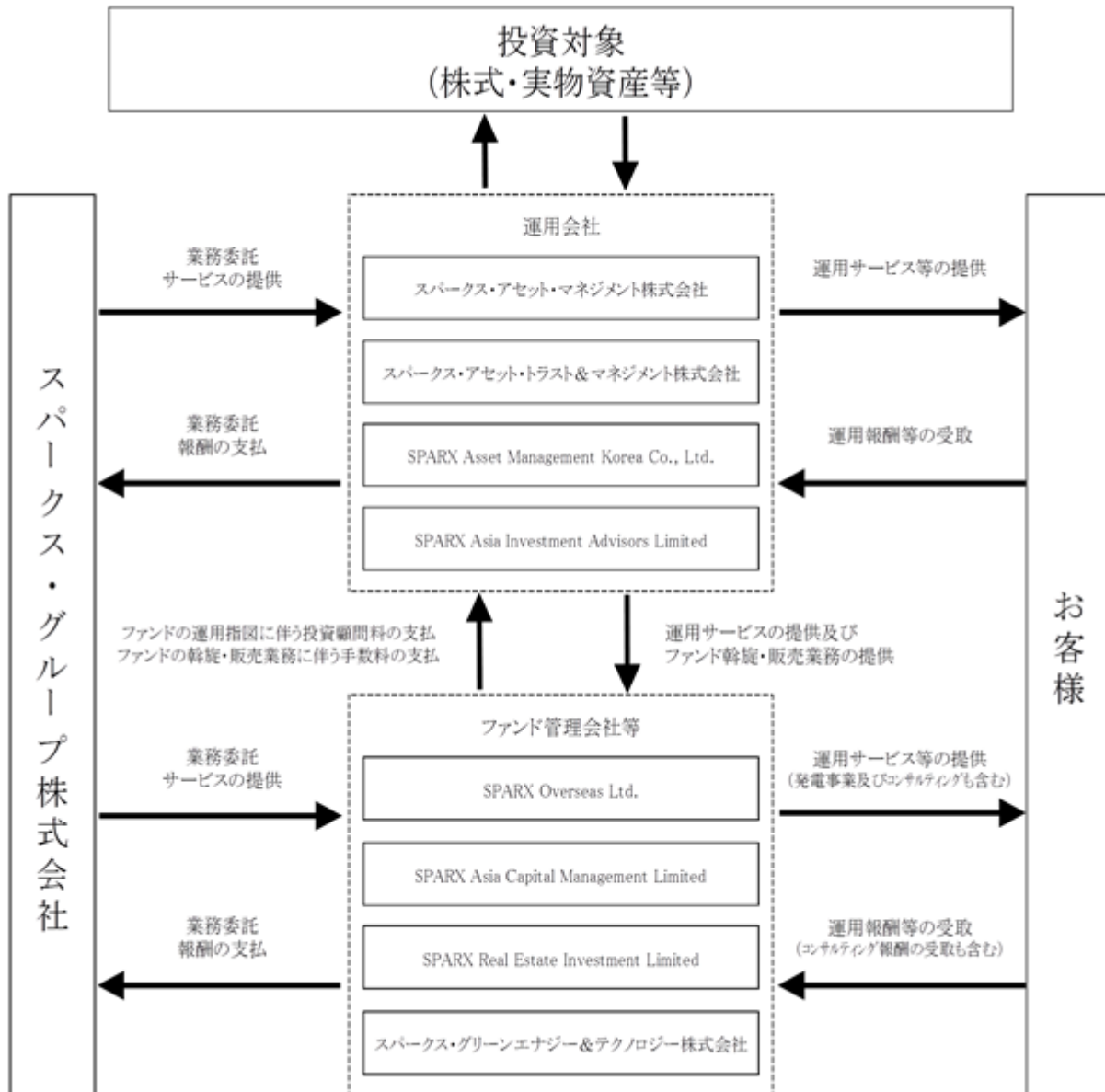
また、平成24年6月に東京都の官民連携インフラファンドの運用事業者に指名され、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする投資事業組合を組成し、その具体的な運用を開始いたしました。現在では複数のファンドからの投資実績が着実に積み上がっております。

平成27年11月に新たな取り組みとして、次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため、トヨタ自動車様及び三井住友銀行様と新ファンドを設立し、ベンチャー企業への投資を開始いたしました。

今後も市場ニーズに応えた多様な商品を提供するとともに、バランスの取れた事業構造を確立してまいります。

(事業系統図)

当社グループの主要な取引の概略を以下に図示いたします。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
SPARX Overseas Ltd. (注)3	英国領バミュー ダ諸島	1,562千米ドル (141百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの 提供。
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. (注)4	韓国ソウル市	42億韓国ウォン (509百万円)	資産運用業	70.1	業務管理サービスの 提供。役員の兼任あ り。
スパークス・アセット・ マネジメント株式会社 (注)3、4、5	東京都港区	2,500百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの 提供。役員の兼任あ り。
SPARX Asia Capital Management Limited (注)4	英国領ケイマン 諸島	31,001千米ドル (3,356百万円)	資産運用業	100.0	業務管理サービスの 提供。
SPARX Asia Investment Advisors Limited (注)2	中国・香港特別 行政区	3,100千香港ドル (45百万円)	資産運用業	100.0 (100.0)	業務管理サービスの 提供。
スパークス・アセット・ トラスト&マネジメント 株式会社(注)5	東京都港区	100百万円	資産運用業	100.0	業務管理サービスの 提供。役員の兼任あ り。
上記のほか、連結子会社 2社、関連会社3社があ ります。	-	-	-	-	-

(注)1. 資本金の()書きは在外子会社の円換算額であります。為替レートは、連結子会社となった時の月末レートを使用しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有の割合で内書であります。

3. スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びSPARX Overseas Ltd.については、営業収益(連結会社間の内部営業収益を除く)の当連結営業収益に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報は以下のとおりです。

会社名	主要な損益情報				
	営業収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
スパークス・アセット・マ ネジメント株式会社	6,257	2,949	2,006	5,326	7,619
SPARX Overseas Ltd.	1,164	55	55	377	546

4. スパークス・アセット・マネジメント株式会社、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Capital Management Limitedは、特定子会社に該当いたします。

5. スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社は、平成28年6月13日に東京都品川区から上記に本店を移転しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
投信投資顧問業	135
合計	135

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社グループの全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
 2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が18名増加しております。主に業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
18(3)	47.6歳	8年3ヶ月	6,039

- (注) 1. 従業員数は派遣社員、契約社員、子会社への出向者を除く就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、就業人員から有期雇用者を除いて算出しております。また、平均年間給与は賞与を含んでおります。なお、子会社を兼務する従業員については、当該子会社が給与の一部を負担させているため、子会社負担分を控除して算出しております。
 3. 平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。
 4. 臨時従業員の平均雇用人員の総数が従業員の100分の10を超えているため、()外数にて記載しております。
 5. 前事業年度末に比べ従業員数が8名増加しております。主に業容拡大に伴い期中採用が増加したこと及びグループ会社から当社へ従業員の転籍があったことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用することとなるため、前連結会計年度までの「当期純利益」は、当連結会計年度以降は「親会社株主に帰属する当期純利益」が該当する利益となります。

(1) 業績

当連結会計年度の日本株式市場は、日本経済の自立回復に対する期待の高まりを背景に、年度初は海外投資家や個人投資家の強気見通しが優勢で株高となりましたが、夏場以降は中国のリスクが顕在化したこと等により非常に不安定な状態になりました。秋以降堅調に回復し、12月初めには一時的に日経平均株価は20,000円台を回復したものの、国際原油価格の下落や円高等の影響もあり、年明けから大きく低迷し、日経平均株価は前連結会計年度末に比べ12.7%下落した16,758.67円で取引を終えました。年度を通じて日経平均株価が下落したのは、平成22年度以来5期ぶりとなりました。韓国株式市場も、期初は海外資金の流入から堅調に推移いたしましたが、5月下旬以降は中東呼吸器症候群（MERS＝マーズ）の感染者拡大、地政学的リスクの高まり及び中国市場の混乱等が影響し軟調に推移しました。日本株式市場と同様に秋以降持ち直しの動きがみられましたが、原油価格の下落による市場心理の悪化から海外投資家の売りが優勢となり、年初から大きく下落しました。その後3月末にかけて落ち着いたものの、韓国総合株価指数（KOSPI）は前連結会計年度末に比べ2.2%下落した1,995.85で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、韓国の大口顧客より一部解約を受けたものの、当社グループが運用する日本の投資信託に対して継続的に資金が流入したことから、9,599億円（前連結会計年度末は9,615億円）（注1、2）と前連結会計年度末に比して微減に留めることができました。運用資産残高は微減となったものの、比較的報酬率率の高い日本の投資信託に対する継続的な資金流入により収益性が高まり残高報酬が増加した結果、当社グループの業績は29億78百万円の営業利益となりました。当連結会計年度は、一定の利益を安定的に計上することができる基盤を整えることが出来た年度と総括しております。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、非常に不安定な市場環境下にありながら、当連結会計年度においても子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社が運用する複数のファンドが、国内外の運用評価会社から最高位の表彰を受けたのみならず、日本株式の運用会社として最も優れているとの評価も3年連続で受けました。この高い評価を背景に、受賞ファンドの販売会社に加わっていただいた野村證券様経由の資金が継続して流入した他、新たに設定した公募投信の残高も順調に残高を伸ばしました。私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も高く、講演等の依頼も多数寄せられていることもあり、日本の個人投資家の皆様にさらにSPARXブランドを幅広く認知頂くよう、広報及び宣伝活動を積極化してまいります。また、欧州・米国・韓国でも、各地の規制に則った公募投信を提供しておりますが、その残高も着実に拡大しており、グローバルに日本株の公募投信を提供する、数少ない日本の運用会社としての強みをさらにアピールしてまいります。

また、新たな取り組みとして、次世代の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため、トヨタ自動車様及び三井住友銀行様と新ファンドを設立し、ベンチャー企業への投資を開始しております。ファンドの残高は当連結会計年度末で200億円を超えましたが、さらに来年度半ばまで追加出資を募り、最終的には総額500億円超のファンドを目指してまいります。

再生可能エネルギー発電事業を投資対象とする運用戦略は、運用資産残高が着実に拡大し、当連結会計年度末時点で全国23ヶ所、設備容量272MWの発電施設への投資を実行しております。また投資対象も太陽光、風力から、地熱・バイオマスなどへと拡大しております。既にプレスリリースにてご報告のとおり、上場インフラファンド市場参入計画を見直すことといたしましたが、これまでの再生可能エネルギー発電設備の開発及び運営で得られた知見・ノウハウ・ネットワークを最大限に活用し、今後も引き続きインフラファンドのバイオニアとして皆様のご期待にお応えすべく、魅力的な投資商品の提供を行うため、自ら発電設備の開発とともに、外部からの発電設備の取得も積極的に行ってまいります。具体的には、当社グループが、これまで提供してきた発電事業等の開発段階から運転開始までのフェーズにおける投資（グリーン・フィールド投資）に加えて、運転開始後のフェーズにおける投資（ブラウン・フィールド投資）にフォーカスした、長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドを、機関投資家等向けにご提供する準備を始めてまいります。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注3、5）は、前期比38.1%増（注5）の66億47百万円となりました。また、成功報酬（注4、5）は、前期比21.0%増（注5）の17億30百万円となり、営業収益は前期比31.4%増の87億43百万円となりました。

営業費用及び一般管理費に関しては、前期比10.2%増の57億64百万円となりました。これは、韓国子会社に係るのれんの償却が第2四半期連結累計期間において全て償却完了したことにより費用が減少したものの、運用資産残高の拡大に伴う支払手数料の増加、業容拡大に伴う人件費等の増加、業績に連動する賞与の増加などにより費用が増加したものです。

この結果、営業利益は前期比109.4%増の29億78百万円、また、主に受取利息1億3百万円等の計上により経常利益は前期比73.5%増の30億4百万円となりました。

さらに、当社が保有する投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却益5億56百万円を特別利益に計上し、上場インフラファンド市場参入計画を見直すことになったことから当社連結子会社であるスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社買収時に発生したのれんの未償却残高を、保守的に全て減損したことに伴い特別損失を1億84百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比79.1%増の26億85百万円となりました。

(注1) 当連結会計年度末(平成28年3月末)の運用資産残高は速報値であります。

(注2) 当連結会計年度より、日本再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高の算定方法を変更しております。これに伴い前連結会計年度末の当社グループ全体の運用資産残高を9,241億円から9,615億円へ変更しております。

(注3) 残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

(注4) 成功報酬には、日本不動産投資戦略に関連する不動産購入・売却の対価等として受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等から、資金調達の対価等として受ける一時的な報酬(アキュジションフィー)を含んでおります。

(注5) 当連結会計年度より、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を「その他」から「残高報酬」に、日本再生可能エネルギー投資戦略から発生するアキュジションフィーを「その他」から「成功報酬」に、それぞれ変更しております。これに伴い前連結会計年度の各収益を以下のとおり変更しております。なお、この変更は連結損益計算書の勘定科目に関するものではありません。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
残高報酬	(変更後) 48億12百万円	(変更後) 66億47百万円	(変更後) +38.1%
	(変更前) 47億84百万円	(変更前) 65億50百万円	(変更前) +36.9%
成功報酬	(変更後) 14億29百万円	(変更後) 17億30百万円	(変更後) +21.0%
	(変更前) 11億57百万円	(変更前) 10億53百万円	(変更前) 9.1%
その他	(変更後) 4億12百万円	(変更後) 3億65百万円	(変更後) 11.3%
	(変更前) 7億12百万円	(変更前) 11億39百万円	(変更前) +60.0%

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、残高報酬及び成功報酬に係る収入によって、前連結会計年度末に比べ3億60百万円増加し、当連結会計年度末は130億70百万円(前期比2.8%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主たる要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは24億66百万円の収入(前期は13億32百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が33億63百万円、のれん償却額が3億11百万円計上されたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは9億65百万円の支出(前期は70百万円の収入)となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出24億46百万円、有価証券の取得による支出10億87百万円、投資有価証券の売却による収入15億74百万円、有価証券の売却による収入11億9百万円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは6億41百万円の支出(前期は10億4百万円の収入)となりました。これは主に配当金の支払い5億7百万円、自己株式の取得1億97百万円があったことによるものです。

2【営業の状況】

(1) 営業収益の状況

当連結会計年度より、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を「その他」から「残高報酬」に、日本再生可能エネルギー投資戦略から発生するアキュジションフィーを「その他」から「成功報酬」に、それぞれ変更しております。これに伴い前連結会計年度の各収益を変更しております。なお、この変更は連結損益計算書の勘定科目に関するものではありません。また、上記変更に伴い残高報酬料率につきましても変更しております。

当社グループの連結営業収益の項目別内訳は以下のとおりです。

項目	前連結会計年度（平成27年3月期）		当連結会計年度（平成28年3月期）	
	金額 （百万円）	構成比（％）	金額 （百万円）	構成比（％）
残高報酬	4,812	72.3%	6,647	76.0%
成功報酬	1,429	21.5%	1,730	19.8%
その他	412	6.2%	365	4.2%
営業収益合計	6,654	100.0%	8,743	100.0%

・残高報酬

残高報酬料率（ネット・ベース）の推移は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 （平成27年3月期）	当連結会計年度 （平成28年3月期）
当社グループ残高報酬料率 （ネット・ベース）	0.51%	0.59%

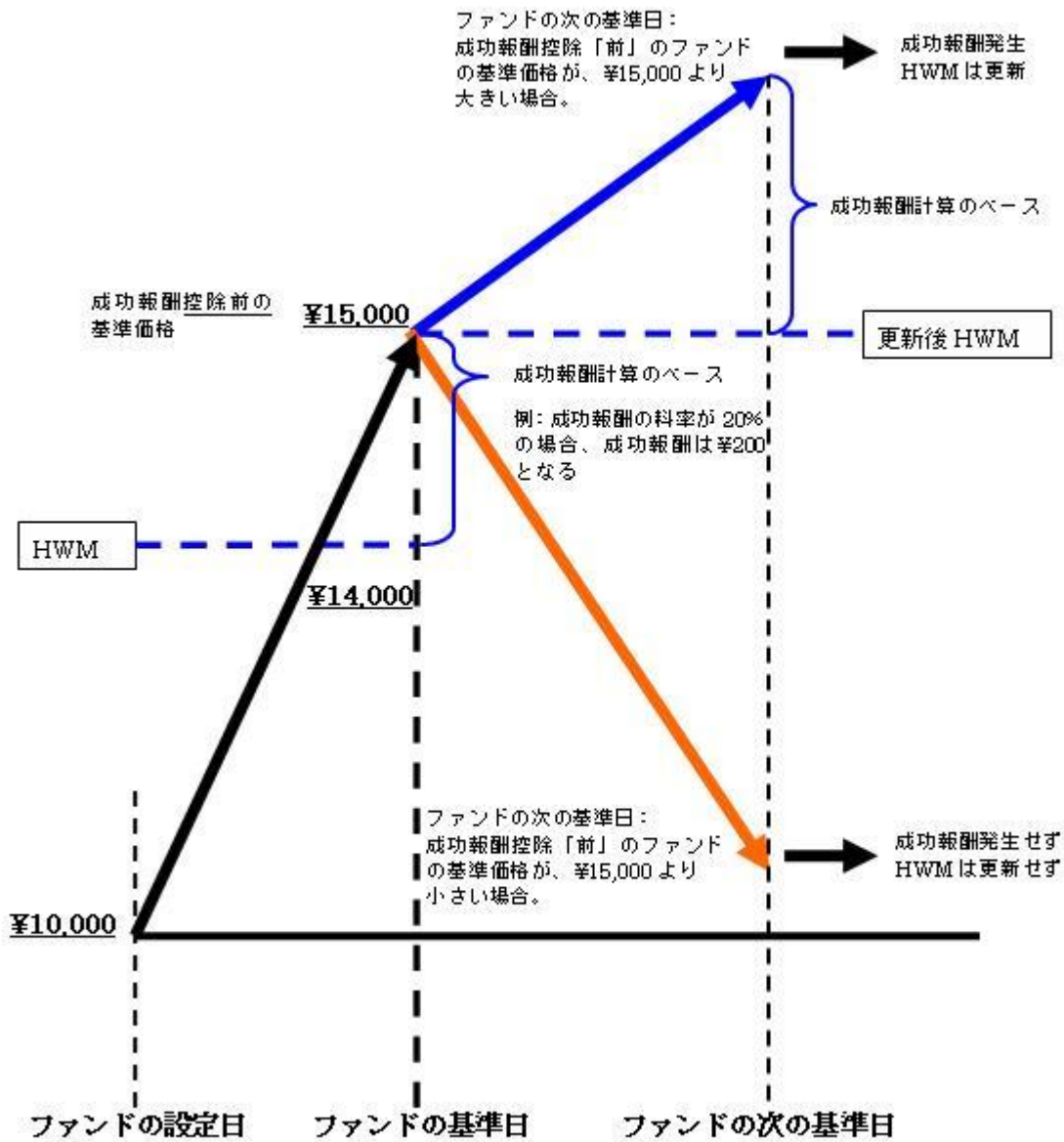
(注) 残高報酬料率（ネット・ベース）＝（残高報酬－残高報酬に係る支払手数料）÷ 期中平均運用資産残高

・成功報酬（株式運用ファンド関連）

成功報酬は、単純なケースでは過去のファンド計算期間末日の「一口当たり純資産価額」＝「Net Asset Value Per Share」（以下、「NAVPS」と言います。）の最高値を、今ファンド計算期間末日のNAVPSと比較して、今ファンド計算期間末日のNAVPSの方が高かった場合に、値上がり部分に一定料率をかけて計算します（これを「ハイ・ウォーター・マーク方式」と言います）。

また、契約によっては、ベンチマークを一定以上上回った部分に一定料率をかけて計算するものもあります。

絶対リターン追求型の運用に多いハイ・ウォーター・マーク（HWM）方式の成功報酬の仕組み



(注) 1 . 上記の図は成功報酬の仕組みを簡便に説明したもので、実際の成功報酬の体系及びファンドの基準価格の計算方法を厳密に説明しているものではありません。

(注) 2 . 上記では、説明の都合上、成功報酬の料率を便宜的に20%として計算しております。

(2) 運用資産残高の状況

日本再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は、前連結会計年度までファンドのエクイティ出資額を掲載してまいりましたが、当連結会計年度から、ファンドの投資対象となる発電所設備等資産の取得価額を掲載しております。これは、当社グループが受取る報酬は、当該エクイティ出資額をベースとする投資顧問料収入だけでなく、当該取得価額をベースとする発電所等管理報酬も、契約に応じて毎月定額を受取っているためです。なお、上記に伴い「平均運用資産残高」及び「成功報酬付運用資産残高及び比率」につきましても変更しております。

以下の表は、当社グループの当期の運用資産残高の状況を示したものです。なお、日本円建て以外の運用資産残高を日本円に換算する際には、それぞれの時点における月末為替レートを用いております。

当社グループは、以下の場合を除き、直接的、間接的に子会社の持分割合を100%保有しており、下記の数値は当社子会社に対する当社持分に拘らず運用資産残高の100%を記載しております。

会社名	平成27年3月	平成28年3月
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	70.1%	70.1%

投資対象別の四半期運用資産残高の推移 (単位：億円)

投資対象	平成27年6月	平成27年9月	平成27年12月	平成28年3月
日本	6,087	6,287	7,378	7,388
韓国	3,978	2,231	2,171	1,979
アジア全域	301	291	268	231
合計	10,367	8,809	9,818	9,599

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

平均運用資産残高 (単位：億円)

	平成27年3月期 連結会計年度	平成28年3月期 連結会計年度
当社グループ合計	8,110	9,732

- (注) 1. 各期の月末運用資産残高の単純平均であります。
 2. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

成功報酬付運用資産残高及び比率

会社名		平成27年3月	平成28年3月
当社グループ合計	残高(億円)	4,578	3,846
	比率(%)	47.6	40.1

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

投資戦略別四半期末運用資産残高の推移
 投資対象が日本となる運用資産残高の内訳

(単位：億円)

投資戦略	平成27年 6月	平成27年 9月	平成27年12月	平成28年 3月
日本株式ロング・ショート投資戦略	425	435	465	399
日本株式長期厳選投資戦略	1,825	2,173	2,679	2,623
日本株式中小型投資戦略	2,034	1,828	2,070	1,916
日本株式環境・クリーンテック投資戦略	997	877	956	852
日本不動産投資戦略	181	181	181	181
日本再生可能エネルギー投資戦略	553	724	819	1,134
未来創生投資戦略	-	-	135	216
その他	70	66	70	65
合計	6,087	6,287	7,378	7,388

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

投資対象が韓国となる運用資産残高の内訳

(単位：億円)

投資戦略	平成27年 6月	平成27年 9月	平成27年12月	平成28年 3月
韓国株式一般投資戦略	74	71	82	74
韓国株式集中投資戦略	106	96	97	92
韓国株式アクティブ投資戦略	3,797	1,860	1,733	1,566
その他	-	202	257	245
合計	3,978	2,231	2,171	1,979

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

投資対象がアジア全域となる運用資産残高の内訳

(単位：億円)

投資戦略	平成27年 6月	平成27年 9月	平成27年12月	平成28年 3月
アジア株式投資戦略	301	291	268	231
合計	301	291	268	231

- (注) 1. 金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成28年3月末運用資産残高は速報値となっております。

3【対処すべき課題】

当連結会計年度は、直近の目標であったグループ運用資産残高1兆円の回復を達成し、一定の利益を計上することが出来る基盤を整えることが出来た年度になったと考えております。来年度は、2,000億円を超える運用資産の純流入を目標とし、役員が一丸となって達成に邁進する他、リーマンショック以前の利益水準を安定的に達成することの出来る「完全復活」、さらにはその先の「新たな成長」という更なる飛躍に向けて、以下の課題に継続的に取り組んでまいります。

課題の第一として、良好なファンド・パフォーマンスの維持・向上を継続的に目指してまいります。

運用会社にとって最も大切なことは「もっと良い投資」を行い続けることです。幸いなことに本年も、リッパー・ファンド・アワード・ジャパン2016において、GDP上位5カ国で史上初となる3年連続の最優秀運用会社(株式部門)を受賞した他、当社グループが運用する複数のファンドが外部運用評価機関から表彰される等、当社グループ及びファンドに対して引き続き高い評価を頂いておりますが、これに慢心することなく、今後も「もっと良い投資」を行い続けることができる体制の維持・強化に努めてまいります。

課題の第二として、足元の業績拡大に加え、今後の中期的な成長に向けた組織体制の充実・強化を図ってまいります。

当社は、2019年7月に創業30周年を迎えますが、1989年に「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指して創業しました。この実現のため、「お客様が何を考え、何を求めているのか」を正しく理解し、その奥に隠れたニーズに応えていくことが大切であると常に考えてまいりました。

今後も、独立系の上場資産運用会社として、受託者責任に対する高い規範を維持しながら、当社グループの強みや特徴を生かした魅力ある商品の機動的な開発とお客様への高品質なサービス提供によって、お客様の期待を常に超えるため、会社や組織の枠を超えて全ての役職員が目的と課題を共有し、組織全体として協働することができる体制と企業文化の維持・強化に取り組んでまいります。

課題の第三として、個人投資家の皆様から「日本/アジアへの投資ならSPARX」という圧倒的な支持をいただけるブランドを、じっくりと構築してまいります。

日本では、NISA(ニーサ。少額投資非課税制度)の導入等を契機に、個人投資家の資産形成への関心が改めて高まっております。これまで私どもが運用する投資信託のご案内は、証券会社や銀行の方々が担われ、私どもとお客様との関係は間接的なものとどまっておりましたが、今後は、スマートフォンやタブレット端末の普及等通信インフラの進歩により、それぞれの投資信託の背景にある投資哲学や投資のインテリジェンスを、運用者自らが個人投資家の皆様に直接ご説明し、個人投資家の皆様から直接にフィードバックを頂くという直接的な関係に変化していく可能性が、飛躍的に高まるものと考えております。

このような認識をベースに、1,700兆円もの巨額の金融資産を有する日本の個人投資家に対して、具体的な投資のソリューションをご提供することを通じてSPARXを国民的ブランドとしてご認識いただく、という高い志をもって、この挑戦に引き続き取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループは、事業の性質上様々なリスクにさらされており、これらのリスクは将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。以下に、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、当社グループの事業遂行上発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

なお、文中の将来に関する事項の記述は、当連結会計年度末日現在において入手可能な情報に基づき、当社が合理的であると判断したものであります。

事業内容の特性に係るリスク

- ・顧客に提供する商品及びサービスが特定の分野に集中していることに係るリスクについて

当社グループの収益の大半は投信投資顧問業に係る委託者報酬及び投資顧問料収入によって構成されており、加えて当社グループが運用する資産の投資対象の大半を日本株式及び韓国株式を中心とするアジア株式が占めています。従って、当社グループの運用資産残高や運用実績等は、日本及びアジア地域の株式市場に影響を及ぼす事象や同地域の株式に対する顧客の資産配分方針に大きく影響を受けるほか、日本・アジア及び世界経済の動向にも大きな影響を受けます。その結果、当社グループの委託者報酬及び投資顧問料収入も大きく変動する可能性があります。

株式を運用対象とする事業において投資戦略の多様化に取組む一方、不動産や再生可能エネルギー発電事業等のインフラ資産を運用対象とする商品の開発・提供に注力すると共に、各種のアドバイザー業務等にも取組んでおり、着実に拡大しておりますが、グループ業績を支える第2の柱へと成長する途上にあります。従いまして、今後も日本及び韓国を中心とするアジアの株式市場の動向により運用資産残高の低下に伴う運用報酬の減少、さらには運用実績の低迷に伴う成功報酬の減少など、当社の業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

- ・顧客基盤や販売チャネルの不安定性に係るリスクについて

当社グループは国内外に幅広い顧客ネットワークを構築して参りましたが、その基盤は必ずしも十分なものではありません。また、それら顧客と当社グループとの契約は比較的短期の事前通知により、また契約によっては事前通知することなく、いつでも顧客が解約することが可能です。一部の投資顧問契約及び投資信託を除いては、顧客に契約の終了又は資金の引出しを禁じるロック・アップ期間はありません。よって一部の顧客が契約の全部又は一部解約などを行ったり、他の顧客がこれに追随するなどしてファンド規模が縮小することがあります。さらに解約などによりファンド規模が縮小した場合、既存又は新規の顧客から新たな資金を集めることが困難になることがあります。これらの結果、運用報酬額及び当社グループの業績にも悪影響を与えることとなります。

さらに、当社グループは他の多くの資産運用会社と異なり、銀行、証券会社、保険会社といった大手金融機関を核とした金融機関の系列に属しておらず、独立系の資産運用会社として自力で顧客基盤と販売チャネルを構築してまいりました。これらの競合他社は、系列に属することで強力な販売チャネルの活用が可能となることに加え、比較的解約リスクの低い資金を集めることが可能であり、当社は運用資産残高及び営業収益の安定性あるいは耐久力に関して、比較劣位にあります。従いまして、今後も顧客基盤や販売チャネルの不安定性に基づく当社グループの運用資産残高の低下に伴う残高報酬の減少など、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

- ・運用実績の変動に係るリスクについて

当社グループが顧客から受託している運用資産に係る運用実績が悪化した場合、既存顧客との契約の維持及び新規契約の獲得に困難が生じ、運用資産残高の減少を招き、当社グループの業績及び今後の事業展開に悪影響をもたらすおそれがあります。

また、当社グループは営業収益の一部を、運用実績に基づく成功報酬により得ております。しかしながら、成功報酬の金額は、平成24年3月期：4億54百万円、平成25年3月期：40百万円、平成26年3月期：28億25百万円、平成27年3月期：14億29百万円、平成28年3月期：17億30百万円と、運用実績を反映して毎年大きく変動しております。良好な運用実績を安定的に達成するため、当社グループは運用能力の維持向上に努めておりますが、このような努力が成功する保証はありません。

さらに、当社グループが運用する投資戦略は、成功報酬の付帯比率が高いオルタナティブ運用型の投資戦略と成功報酬の付帯比率が低い伝統的運用型の投資戦略の2つに大別され、この成功報酬の付帯比率を高位に保つことを経営方針の1つとしておりますが、日本及び韓国を中心とするアジアの株式市場の変動をはじめとする市場環境の動向や、それに基づく当社グループの運用実績、顧客の資産配分方針の変動などによって成功報酬の付帯比率が変動する可能性があります。

- ・運用資産の多様化に係るリスクについて

当社グループは、不動産や再生可能エネルギー発電事業等のインフラ資産を運用対象とした商品の開発・提供にも注力しております。

当該分野の事業発展には、従前とは異なった経験や知見を有する人材やリソースの確保が必要であり、事業展開に想定以上の時間を要したり、初期投資の負担が収益性を毀損するおそれがあります。その他、これらの事業領域では、個々の案件を推進した当社グループが第三者に生じた損害に対して賠償責任が生じ得る等の独自のリスクもあることから、かかるリスクは可能な限り保険或いは契約等により回避を図るものの、リスク回避の手法、法的規制に対する十分な理解や内部管理体制の構築、そのための人材の充実が求められます。また万一、顧客やマーケットの信頼を失いさらには監督当局から行政処分を受けるなどした場合は、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、新規分野においては必ずしも市場が十分に成熟していないことを背景として、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる可能性もあり、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

・当社グループが管理運営するファンドに係るリスクについて

当社グループが無限責任組合員又はゼネラルパートナーとしてファンドに関与している場合において、その運用方針、運用制限に沿ってファンド運用を行っている限りは、ファンドの出資額を超える損失が発生し、またそれについて当社グループが責任を負わなければならない事態は、ファンドの運用方針、運用制限の内容からは想定されません。しかしながら、何らかの逸脱行為によって出資額を超える損失を負担する可能性を完全には否定できず、この場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

・信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクについて

当社グループが不動産や発電事業等の実物資産に係る投資スキームを構築する上で、子会社や投資スキーム等を通じて保証等の信用供与を行う必要が生じる場合が例外的に存在します。信用供与先が、信用力低下や破綻等によって取引当事者としての義務を果たせない場合は、当社グループが当該債務履行責任を負担することとなる等偶発債務の顕在化のリスクを負うこととなります。このような信用供与を例外的に行う場合には、保証実行のリスク等を慎重に検討した上で実行しておりますが、当該信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクを完全に回避できるものではありません。よって信用供与に関する偶発債務の顕在化のリスクが具体化した場合には、これにより、当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

・投資先企業への役員派遣に係るリスクについて

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対し、役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担することとなる可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

経営の外部環境に係るリスク

・他社との競合に係るリスクについて

資産運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、残高報酬率や成功報酬率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

・為替相場の変動に係るリスクについて

当社グループの財務諸表は円建てで表示されているため、外国為替レートの変動は、外貨建て資産及び負債の円換算額に影響を及ぼします。また、当社が海外子会社を連結する際には、当該子会社における外貨建ての資産や負債あるいは収益及び費用の円換算額も変動し、連結貸借対照表・連結包括利益計算書上の「為替換算調整勘定」を変動させます。

日本国内の主要子会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社の営業収益の大部分は円建てですが、一部の外貨建て取引においては外国為替レートの変動により、これらを円換算する際に、為替差損が生じるおそれがあります。日本以外の顧客との契約の増加などを理由として外貨建て取引が増加した場合、為替変動リスクが増大する可能性があります。

当社グループでは、為替変動リスクの業績への影響を最小限にするため、為替予約を行うなど為替変動リスクをヘッジする方策を講じておりますが、その方策が十分でない場合には当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

内部管理に係るリスク

・アジア地域で実行したM & Aに係るリスクについて

当社グループは、国内外の投資家に対してアジア地域の成長機会を提供すべく、アジア地域の運用会社のネットワーク化に取り組んでおります。

平成17年2月には、韓国に拠点をもちSPARX Asset Management Korea Co.,Ltd.（以下、「SPARX Korea社」）の発行済株式の過半数を取得し、また、平成20年12月には、韓国ロッテグループとSPARX Korea社の更なる成長を目的とした資本提携の合意に達し、当社グループが保有するSPARX Korea社株式の一部を韓国ロッテグループに譲渡いたしました。また、平成18年6月には、香港を主な拠点とするSPARX Asia Capital Management Limited（旧 PMA Capital Management Limited）の全株式を取得いたしました。さらに、平成26年4月には、総合不動産投資顧問業（いわゆる不動産投資一任業及び不動産投資顧問業）等を営むスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社（旧 ジャパンアセットトラスト株式会社）の株式を取得し、完全子会社といたしました。

しかしながら、M & A戦略に基づく事業展開が計画通りに進捗しなかったり、あるいは予期しない環境変化などにより買収会社の業績が著しく悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

・自己勘定からの投資に係るリスクについて

当社グループは、自己勘定から当社グループが運用するファンド等への投資を行っております。平成28年3月末の有価証券・投資有価証券の残高は38億29百万円であり、総資産の18.5%を占めています。この投資額は過去から増減しており、余裕資金の残高、市場環境及び当社グループの運用実績に基づき、今後も大きく変動する可能性があります。この投資による取得原価と時価との差異は、税効果を考慮した後、貸借対照表における「その他有価証券評価差額金」に計上されておりますが、実際に解約・償還等が行われた場合や時価が著しく下落したこと等により減損処理を行った場合には損益計算書に反映され、当社グループの業績が悪影響を受けるおそれがあります。

・税に係るリスクについて

当社グループは国内外で事業を展開し、それぞれが各国の税法に準拠して適正な納税を行っております。しかし、国や地域間での税務上の取り決め及び各国や各地域における税制上の制度運用や解釈などに変更が生じた際の対応が不十分な場合には、今後の事業展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

・人材の確保に係るリスクについて

当社グループは、事業の維持及び成長を実現するためには、全ての部門で適切な人材を適切な時期に確保することが重要と考え、継続的に優秀な人材を採用し、教育を行ってまいります。しかし、優秀な人材が社外に流出した場合や人材の採用・教育が予定通り進まなかった場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、これにより当社グループの業績に悪影響が及ぶおそれがあります。

・外部事業者に係るリスクについて

当社グループは、業務遂行の過程で多くの外部事業者を活用しています。これらには投資信託財産や顧客資産の保管・管理を行うために指定される受託銀行（投資信託委託契約及び国内顧客との投資一任契約の場合）及び保管銀行（外国籍の顧客との投資一任契約の場合）、取引を執行する証券会社などが含まれます。当社グループでは、特定の外部事業者に依存した業務遂行は行っておりませんが、当社グループが利用している外部事業者において、安定的なサービス提供に困難が生じるような事態が発生した場合、当社グループの業務遂行上に支障が発生するおそれがあります。また、当社グループの信用が間接的に損なわれるおそれもあります。

・システム障害に係るリスクについて

当社グループのコンピューター・システムに障害が生じた場合、当社グループの業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。セカンド・オフィスの維持運営を含む業務継続のための計画を策定し、事故・災害等発生時の業務への支障を軽減するための対策を講じておりますが、テロ、地震・風水害等の自然災害や外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセスにより、想定以上のシステム障害が発生した場合には、業務に悪影響を及ぼすおそれがあります。また業務系の基幹システムの一部にはシステムの開発から長期間経過しているものがあり、個別に改良を加えているものの、システムの陳腐化が発生しているおそれがあります。

・役員による過誤及び不祥事並びに情報漏えいに係るリスクについて

当社グループは、社内業務手続の確立を通して役職員による過誤の未然防止策を講じております。また、社内規程やコンプライアンス研修の実施により役職員が徹底して法令を遵守するよう指導に努めております。しかしながら、人為的なミスを完全に排除することはできません。また、役職員個人が詐欺、機密情報の濫用、その他の不祥事に関与し、法令に違反する可能性を否定することはできません。内部者又は不正なアクセスにより外部者が、顧客又は当社グループの機密情報を漏洩したり悪用したりするリスクも完全に排除することはできません。

このような役職員等による過誤や不祥事等、あるいは情報の漏洩や悪用が発生した場合、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、顧客やマーケットの信頼を失い、さらには監督当局から行政処分を受けるなど、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼすおそれがあります。

その他のリスク

・法的規制に係るリスクについて

当社グループは、日本においては、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に加え、それらに関連あるいは付随する業務を営んでおりますので、金融商品取引法を始めとする各種の法令や諸規則を遵守する必要があります。また、韓国、香港、パミュダ及びケイマン等におきましても資産運用業等を営んでおりますので、それぞれの国や地域における法令や諸規則を遵守する必要があります。これら国内外の法令や諸規則の遵守を徹底するため、グループ各社が社内規則及びモニタリング体制の整備、さらには役職員等に対する研修に努める一方、当社に設置されたコンプライアンス委員会がモニタリングと指導の役割を担っております。これらの措置によりコンプライアンス態勢は適切な水準を維持しているものと考えておりますが、広範な権限を有する監督当局等から行政上の指導あるいは処分を受けるというような事態が生じた場合には、その内容によっては通常の業務活動が制限されたり、行政処分などを理由として顧客が資産を引き揚げたりするおそれがあります。また、法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合、その内容によっては今後の業務展開や業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

・訴訟等の可能性に係るリスクについて

当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は現在存在しません。また当社グループの事業に重大な影響を及ぼすような訴訟に発展するおそれのある紛争も現在ありません。しかしながら、当社グループの事業の性格上、当社及び当社の国内外子会社が関連法規や各種契約などに違反し、顧客に損失が発生した場合等には訴訟を提起される可能性があります。このような訴訟が提訴された場合、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

・阿部修平への依存の高さに係るリスクについて

当社の創業者であり、現代表取締役社長、また大株主でもある阿部修平は、当社グループの事業経営及び投資戦略の方向性の決定において重要な役割を果たしています。当社グループは、より組織的な運営形態の構築及びマネジメントを担い得る人材の育成により、阿部個人への依存度を引き下げる努力を行っておりますが、阿部が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

さらに、平成28年3月末現在、阿部は、その親族及びそれらの出資する会社（以下「阿部グループ」といいます）を通じて、当社株式の過半を保有する大株主であります。このため、阿部グループは、当社取締役及び監査役の選任等会社の基本的な事項を決定することができます。この点においても、阿部が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの利益ひいては他の株主の利益に少なからぬ悪影響を及ぼすリスクがあります。

・連結の範囲決定に係るリスクについて

当社グループは、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号 最終改正平成23年3月25日）を適用しており、各ファンド及びSPCごとに、アセットマネジメント契約や匿名組合契約等を考慮し、個別に支配力及び影響力の有無を検討した上で、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。

今後、新たな会計基準の設定や実務指針等の公表により、各ファンド及び各SPCに関する連結範囲決定方針について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲決定方針に大きな変更が生じ、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

・ストック・オプション制度に係るリスクについて

当社グループはストック・オプション制度を採用しており、同制度に基づいてグループの多数の役職員にストック・オプションを付与しております。付与されたストック・オプションの目的となる株式の数は、平成28年

3月末現在、68,900株であり、全て行使可能です。ストック・オプションを付与された者がこれを行行使し、当社が新株を発行した場合、その範囲で、株主持分及び一株当たり利益が希薄化されることとなります。

また、ストック・オプション等の付与に伴い株式報酬費用が発生しましたが、ストック・オプションが役職員のインセンティブの高揚に十分寄与せず、業績の向上が達成されない場合には、当該費用は当社の経営成績に対して負の影響を及ぼすこととなります。

・負債による資金調達に係るリスクについて

当社グループでは、これまでアジア地域での事業展開を主たる目的に、自己資金の活用に加え、増資、銀行借入れ、社債による資金調達を行ってまいりました。事業環境の変化と財務状況等を踏まえ、外部負債の水準の適切なコントロールに務めた結果、平成28年3月末時点で外部有利子負債額は30億円となっております。今後もバランスシートの健全性、キャッシュ・フローの安定性に留意した資金計画と財務活動により、事業の発展に応じた資金調達に取り組みますが、株式会社格付投資情報センターより平成28年3月末時点で取得している発行体格付けは「BBB - (ポジティブ)」であり、金融市場での信用収縮や金利上昇が生じた場合には、追加的な資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、後述の「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に含めて記載しております。

(次期の見通し)

当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けるため将来の業績予想は難しいと認識しており、次期の見通しについての具体的な公表は差し控えていただきます。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

<資産の部>

当連結会計年度末の資産合計は、前期末に比べ12億29百万円増加し、206億80百万円となりました。主な増減内訳は、現金及び預金が3億60百万円の増加、有価証券が4億94百万円の増加、未収入金が4億54百万円の増加、繰延税金資産が3億26百万円の増加、のれんが5億6百万円の減少となっております。

<負債の部・純資産の部>

当連結会計年度末の負債合計は、前期末に比べ2億84百万円増加し、49億46百万円となりました。主な増減内訳は、未払金が3億61百万円の増加、未払法人税等が2億11百万円の増加、繰延税金負債が2億10百万円の減少となっております。

当連結会計年度末の純資産合計は、前期末に比べ9億45百万円増加し、157億33百万円となりました。主な増減内訳は、利益剰余金が21億75百万円の増加、自己株式が1億97百万円の増加、その他有価証券評価差額金が5億63百万円の減少、為替換算調整勘定が4億24百万円の減少となっております。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析について

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

(5) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、三つのInnovation（革新）に取り組むことで新たな発展を図り、資産運用サービス業界において確固たる地位を確立した上で、欧米の一級の資産運用会社と伍して戦う水準までの成長を目指しています。

Innovation（革新）の第一は、日本／韓国／アジア株式を投資対象とする事業分野です。

中小型株式やロング・ショート等の運用戦略は、スパークスが日本の株式運用の世界にInnovationをもたらしたものです。「マクロはミクロの集積である。」との投資哲学に基づき、今後も既存の投資戦略の更なる高度化に取り組む一方で、集中投資戦略や経営者との積極的な対話を通じた投資先企業の価値向上を図る投資戦略など、新たな投資の機軸を提唱・実践することで、日本の株式に対する価値評価や価格形成の新たな座標軸を提供し、国内外の投資家からの大きな支持を受けられるものと期待しております。また、こうした日本株式の運用に係るInnovationを、韓国及びアジア全体の株式運用にも結び付ける事が可能なグループ体制を有しておりますから、アジアにおいて最も先駆的な株式運用サービスの提供会社を目指してまいります。

Innovation（革新）の第二は、不動産や発電事業等のインフラ資産を投資対象とする事業分野です。

当社グループは既にメガソーラー発電事業を投資対象としたファンドを組成し、投資家からの出資を頂く一方で、投資先の発電事業には金融機関の厳格な審査を受けた上で、開発段階からノンリコースの借入が実行されるという投資スキームを実現しております。いくつもの発電事業所が既に完成して発電及び電力会社への売電を開始しており、当初の計画を上回るキャッシュ・フローを産み出しております。このように、株式運用の世界で培ってきた、既存のプレーヤーの発想とは異なった視点から投資を組み立てる知性と精神は、これらの新しい事業分野においても成長の糧となっております。不動産やインフラ資産への投資ニーズが、日本のみならず今後アジアでも大きく成長する可能性が高いと考え、この分野においては、SPARXの投資手法が市場の標準となるべく、常に先頭に立って挑戦を続けてまいります。

第三のInnovation（革新）は、家計あるいは個人金融資産へのアクセスの分野であります。

これまで私どもが運用する投資信託のご案内は、証券会社や銀行の方々が担われ、私どもとお客様との関係は間接的なものにとどまっておりましたが、今後は、スマートフォンやタブレット端末の普及等通信インフラの進歩により、それぞれの投資信託の背景にある投資哲学や投資のインテリジェンスを、運用者自らが個人投資家の皆様から直接ご説明し、個人投資家の皆様から直接にフィードバックを頂くという直接的な関係に変化していく可能性が、飛躍的に高まるものと考えております。

また日本では日本銀行の追加緩和策であるマイナス金利の導入により、個人投資家の資産形成方法について、改めて考える機会を提供することになると考えております。1,700兆円もの巨額の金融資産を有する日本の個人投資家に、SPARXを国民的ブランドとしてご認識いただき、という高い志をもって、この挑戦に取り組んでまいります。

さらに、アジア全域で急激に拡大する中間層と、アジア・ファンド・パスポート構想などに見られる規制のボーダーレス化を踏まえれば、アジアにおける投信ビジネスへの取組みは、私どもを異次元の成長ステージへ導く可能性があると考えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	644,000,000
計	644,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	209,537,400	209,537,400	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100 株であります。
計	209,537,400	209,537,400	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含んでおりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況

平成17年6月18日定時株主総会決議

第7回新株予約権（平成18年3月29日発行）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	52	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、4	10,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3、4	1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成29年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数とは、新株発行予定数から新株予約権の割当てを受けた者の退職による消滅分を減じた数であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

4. 上記に記載された新株予約権の目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額は、平成25年10月1日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数、払込金額に調整しております

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の状況

イ．平成18年6月23日定時株主総会決議

(a) 第8回新株予約権（平成19年4月25日発行）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	105	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、4	10,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3、4	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月1日から 平成30年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数とは、新株発行予定数から新株予約権の割当てを受けた者の退職による消滅分を減じた数であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

4. 上記に記載された新株予約権の目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額は、平成25年10月1日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数、払込金額に調整しております

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを要します。但し、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

ロ．平成19年6月21日定時株主総会決議

(a) 第10回新株予約権（平成20年6月6日発行）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	225	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、4	22,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3、4	500	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成28年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(b) 第11回新株予約権（平成20年6月6日発行）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個) (注)1	255	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2、4	25,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3、4	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

上記(a)及び(b)に関する注記事項は以下のとおりであります。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数とは、新株発行予定数から新株予約権の割当てを受けた者の退職による消滅分を減じた数であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の行使時の払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$

4. 上記に記載された新株予約権の目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額は、平成25年10月1日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数、払込金額に調整しております

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを要します。但し、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月30日 (注) 1	640	2,079,786	1	12,436	1	12,030
平成23年6月30日 (注) 2	6	2,079,792	0	12,436	-	12,030
平成23年8月31日 (注) 3	179	2,079,971	4	12,440	3	12,034
平成23年10月31日 (注) 4	25	2,079,996	0	12,441	0	12,034
平成23年12月31日 (注) 5	80	2,080,076	1	12,443	1	12,036
平成24年2月29日 (注) 6	165	2,080,241	8	12,451	4	12,040
平成24年4月27日 (注) 7	56	2,080,297	2	12,453	-	12,040
平成24年6月29日 (注) 8	120	2,080,417	2	12,456	2	12,043
平成24年10月31日 (注) 9	10	2,080,427	0	12,456	-	12,043
平成25年7月31日 (注) 10	1,589	2,082,016	10	12,466	10	12,053
平成25年8月31日 (注) 11	84	2,082,100	2	12,468	1	12,055
平成25年10月1日 (注) 12	206,127,900	208,210,000	-	12,468	-	12,055
平成25年10月31日 (注) 13	190,000	208,400,000	12	12,481	12	12,068
平成25年12月31日 (注) 14	26,300	208,426,300	8	12,490	4	12,072
平成26年2月28日 (注) 15	19,000	208,445,300	2	12,492	0	12,073
平成26年4月30日 (注) 16	11,500	208,456,800	1	12,493	0	12,074
平成26年6月2日 (注) 17	-	208,456,800	4,000	8,493	12,022	51
平成26年6月30日 (注) 18	9,000	208,465,800	2	8,496	1	52
平成26年8月29日 (注) 19	3,000	208,468,800	0	8,497	0	52
平成26年10月31日 (注) 20	1,000	208,469,800	0	8,498	-	52
平成26年12月30日 (注) 21	5,100	208,474,900	2	8,500	0	52
平成27年2月27日 (注) 22	260,800	208,735,700	17	8,517	17	70

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年4月30日 (注) 23	124,500	208,860,200	8	8,526	8	78
平成27年6月30日 (注) 24	673,700	209,533,900	48	8,574	45	124
平成27年10月30日 (注) 25	3,500	209,537,400	1	8,575	0	125

(注) 1. 平成13年9月29日開催の臨時株主総会決議により旧商法第280条ノ19第1項に基づくストックオプション(第4回ストックオプション)の新株引受権の行使

発行株数 640株
 発行価格 2百万円
 資本組入額 1百万円

2. 第7回新株予約権の行使

発行株数 6株
 発行価格 0百万円
 資本組入額 0百万円

3. 第7回、第8回並びに第11回新株予約権の行使

発行株数 179株
 発行価格(第7回新株予約権分) 0百万円
 (第8回新株予約権分) 0百万円
 (第11回新株予約権分) 0百万円
 資本組入額(第7回新株予約権分) 0百万円
 (第8回新株予約権分) 1百万円
 (第11回新株予約権分) 3百万円

4. 第11回新株予約権の行使

発行株数 25株
 発行価格 0百万円
 資本組入額 0百万円

5. 第11回新株予約権の行使

発行株数 80株
 発行価格 0百万円
 資本組入額 1百万円

6. 第8回、第9回並びに第11回新株予約権の行使

発行株数 165株
 発行価格(第8回新株予約権分) 0百万円
 (第9回新株予約権分) 0百万円
 (第11回新株予約権分) 0百万円
 資本組入額(第8回新株予約権分) 3百万円
 (第9回新株予約権分) 3百万円
 (第11回新株予約権分) 0百万円

7. 第7回、第8回新株予約権の行使

発行株数 56株
 発行価格(第7回新株予約権分) 0百万円
 (第8回新株予約権分) 0百万円
 資本組入額(第7回新株予約権分) 0百万円
 (第8回新株予約権分) 2百万円

8. 第11回新株予約権の行使	
発行株数	120株
発行価格(第11回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第11回新株予約権分)	2百万円
9. 第7回新株予約権の行使	
発行株数	10株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
10. 第7回、第8回、第12回新株予約権の行使	
発行株数	1,589株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	10百万円
11. 第8回、第11回新株予約権の行使	
発行株数	84株
発行価格(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	1百万円
12. 株式分割を実施し、1株を100株に分割しております。	
13. 第12回新株予約権の行使	
発行株数	190,000株
発行価格(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第12回新株予約権分)	12百万円
14. 第8回、第9回、第12回新株予約権の行使	
発行株数	26,300株
発行価格(第8回新株予約権分)	0百万円
(第9回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第8回新株予約権分)	3百万円
(第9回新株予約権分)	3百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
15. 第7回、第8回、第12回新株予約権の行使	
発行株数	19,000株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	1百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円

16. 第7回、第8回、第11回、第12回新株予約権の行使

発行株数	11,500株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円

17. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたことにより資本金が40億円減少しております。また、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたことにより資本準備金が120億73百万円減少しております。なお、配当に伴う資本準備金の積立を行ったため、資本準備金が50百万円増加しております。

18. 第7回、第8回、第11回新株予約権の行使

発行株数	9,000株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第11回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	1百万円
(第11回新株予約権分)	1百万円

19. 第8回、第12回新株予約権の行使

発行株数	3,000株
発行価格(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円

20. 第8回新株予約権の行使

発行株数	1,000株
発行価格(第8回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第8回新株予約権分)	0百万円

21. 第7回、第8回、第12回新株予約権の行使

発行株数	5,100株
発行価格(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円
資本組入額(第7回新株予約権分)	0百万円
(第8回新株予約権分)	1百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円

22. 第12回新株予約権の行使

発行株数	260,800株
発行価格(第12回新株予約権分)	25百万円
資本組入額(第12回新株予約権分)	17百万円

23. 第11回、第12回新株予約権の行使

発行株数	124,500株
発行価格(第11回新株予約権分)	0百万円
(第12回新株予約権分)	0百万円

資本組入額（第11回新株予約権分）	0百万円
（第12回新株予約権分）	8百万円

24. 第7回、第8回、第11回、第12回新株予約権の行使

発行株数	673,700株
発行価格（第7回新株予約権分）	0百万円
（第8回新株予約権分）	0百万円
（第11回新株予約権分）	0百万円
（第12回新株予約権分）	0百万円
資本組入額（第7回新株予約権分）	0百万円
（第8回新株予約権分）	2百万円
（第11回新株予約権分）	1百万円
（第12回新株予約権分）	43百万円

25. 第8回、第11回新株予約権の行使

発行株数	3,500株
発行価格（第8回新株予約権分）	0百万円
（第11回新株予約権分）	0百万円
資本組入額（第8回新株予約権分）	0百万円
（第11回新株予約権分）	0百万円

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	42	166	99	40	17,724	18,081	-
所有株式数(単元)	-	18,652	70,686	289,655	151,180	10,918	1,554,258	2,095,349	2,500
所有株式数の割合(%)	-	0.89	3.37	13.82	7.22	0.52	74.18	100.00	-

(注) 1. 自己株式5,647,110株は、「個人その他」に56,471単元、「単元未満株式の状況」に10株含まれております。
 2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阿部 修平	東京都品川区	82,182,600	39.22
株式会社阿部キャピタル	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	25,600,000	12.22
清水 優	兵庫県川西市	6,500,000	3.10
クリアストリーム バンキング エス エー(常任代理人香港上海銀行東京支店)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,007,500	0.96
ゲインウェル セキュリティーズ アカウント クライアント864000(常任代理人株式会社三井住友銀行)	U2302-3、23F、BK OF EAST ASIA HARBOURVIEW CENTRE, 56GLOUCESTER RD, WANCHAI (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	1,801,700	0.86
阿部 朋子	東京都品川区	1,706,700	0.81
エスアイエックス エスアイエス エルティーター(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH- 4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,628,300	0.78
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー カスタマー アセット ファンズ ユーシツ(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	56, GRAND RUE L-1660 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,600,000	0.76
諫山 哲史	東京都豊島区	1,595,590	0.76
深見 正敏	東京都世田谷区	1,428,700	0.68
計	-	126,051,090	60.16

(注) 当社は、平成28年3月31日現在自己株式を5,647,110株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,647,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 203,887,800	2,038,878	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	209,537,400	-	-
総株主の議決権	-	2,038,878	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所 (注)2.	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スパークス・グループ 株式会社	東京都品川区東品川 2丁目2番4号	5,647,100	-	5,647,100	2.70
計	-	5,647,100	-	5,647,100	2.70

(注) 1. 「自己名義所有株式数」及び「所有株式数の合計」の欄に含まれない単元未満株式が10株あります。なお、当該株式は、上表「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2. 平成28年6月13日に上記から東京都港区港南1丁目2番70号に本店を移転しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成17年6月18日定時株主総会決議の内容)

決議年月日	平成17年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 6名 当社並びに当社子会社の従業員 147名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(平成18年6月23日定時株主総会決議の内容)

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 8名 当社並びに当社子会社の従業員 134名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

(平成19年6月21日定時株主総会決議の内容)

決議年月日	平成19年6月21日		
付与対象者の区分及び人数		第10回新株予約権	第11回新株予約権
	当社並びに当社子会社の従業員	32名	62名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。		
株式の数	同 上		
新株予約権の行使時の払込金額	同 上		
新株予約権の行使期間	同 上		
新株予約権の行使の条件	同 上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上		
代用払込みに関する事項	同 上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上		

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年1月29日)での決議状況 (取得期間 平成28年2月1日~平成28年2月16日)	1,000,000	197,549,500
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	197,549,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行 った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	5,647,110	-	5,647,110	-

3【配当政策】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配意しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法を総合的に勘案して行ってまいります。

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり4.0円(連結配当性向30.5%)としております。

なお当社の剰余金の配当は、株主総会の決議により期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことに加え、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年6月8日 定時株主総会決議	815	4.0円

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	9,480	17,980	39,000 (注)2. 348	285	459
最低(円)	4,200	4,800	14,000 (注)2. 179	168	172

(注)1. 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
 2. 印は、株式分割(平成25年10月1日、1株 100株)による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	342	352	348	295	294	240
最低(円)	280	308	272	206	172	204

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 0名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	グループCEO	阿部 修平	昭和29年5月10日生	昭和56年4月 株式会社野村総合研究所入所 昭和57年4月 野村證券株式会社へ転籍 昭和60年4月 アベ・キャピタル・リサーチ設 立代表取締役就任 平成元年6月 当社代表取締役社長就任（現 任） 平成18年10月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社代表取締役社長 就任 平成20年12月 同社代表取締役会長就任 平成23年4月 同社代表取締役社長就任（現 任） 当社グループCEO就任（現任）	注3	82,182,600
取締役	グループ 執行役員	深見 正敏	昭和36年9月27日生	昭和59年4月 野村證券株式会社入社 平成9年11月 スパークス投資顧問株式会社 （現 スパークス・グループ株 式会社）入社 平成10年5月 スパークス証券株式会社へ転籍 平成14年6月 同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジ メント投信株式会社（現 ス パークス・グループ株式会社 取締役（非常勤）就任 平成18年10月 当社執行役員就任 平成19年6月 当社常務取締役就任 平成20年4月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社取締役就任 平成20年10月 当社取締役就任 平成20年12月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社経営改革室長就 任 平成21年2月 スパークス証券株式会社代表取 締役社長就任 平成22年5月 同社代表取締役社長兼P.I.部長 兼R&A部長就任 平成22年7月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社取締役就任 平成23年4月 同社企業価値創造投資本部長就 任 平成26年2月 同社代表取締役就任 平成26年4月 スパークス・アセット・トラ スト&マネジメント株式会社代表 取締役社長就任 平成26年5月 当社取締役就任（現任） 平成27年12月 スパークス・アセット・マネジ メント株式会社代表取締役常務 執行役員就任（現任） 平成28年1月 当社グループ執行役員就任（現 任）	注3	1,428,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	見學 信一郎	昭和39年10月24日生	昭和63年4月 東京電力株式会社(現 東京電力ホールディングス株式会社)入社 平成17年7月 同社企画部調査グループマネージャー就任 平成19年7月 同社企画部経営調査グループマネージャー就任 平成24年6月 同社経営改革本部事務局 平成25年4月 同社執行役員・ソーシャル・コミュニケーション室副室長兼経営改革本部事務局就任 平成26年5月 当社取締役就任(現任) 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社常務執行役新成長タスクフォース長就任(現任)	注3	-
取締役	-	中川 俊彦	昭和26年9月30日生	昭和49年4月 野村證券株式会社入社 平成9年6月 同社取締役就任 平成13年5月 同社常務取締役就任 平成13年6月 同社顧問就任 平成13年7月 あいおい損害保険株式会社(現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)常務執行役員就任 平成20年4月 同社専務執行役員就任 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 平成26年4月 オフィス中川代表就任 平成26年11月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任(現任) 平成27年4月 株式会社オフィス中川代表取締役社長就任(現任) 平成27年6月 当社取締役就任(現任)	注3	100,000
常勤監査役	-	田角 実男	昭和34年3月4日生	昭和57年4月 野村證券株式会社入社 平成6年4月 野村信託銀行出向 平成15年7月 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)入社 業務部長就任 平成17年6月 同社執行役員就任 平成18年10月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役兼業務部長就任 平成19年4月 当社企画総務部長就任 平成20年6月 スパークス・オーバーシーズ・リミテッド取締役就任 平成21年6月 スパークス・キャピタル・パートナーズ株式会社取締役就任 平成23年4月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社マーケティング本部長代理就任 平成24年6月 当社常勤監査役就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任)	注4	12,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	木村 一義	昭和18年11月12日生	昭和42年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 平成8年6月 同社取締役就任 平成12年3月 同社取締役副社長就任 平成13年1月 日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長就任 平成13年6月 同社取締役社長就任 平成14年1月 同社取締役会長就任 平成15年6月 日興アントファクトリー株式会社取締役会長就任 平成16年3月 株式会社シンプルクス・インベストメント・アドバイザーズ取締役会長就任 平成17年6月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任 平成19年2月 株式会社日興コーディアルグループ代表執行役会長就任 平成21年10月 日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)取締役会長就任 平成22年4月 同社顧問就任 平成23年6月 日立工機株式会社取締役就任 平成24年4月 株式会社ラ・ホールディングス代表取締役会長兼社長就任 株式会社ビックカメラ顧問就任 平成24年6月 当社監査役就任(現任) スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任(現任) 大和ハウス工業株式会社取締役就任(現任) 平成24年11月 株式会社ビックカメラ取締役就任(現任) 株式会社コジマ取締役就任 平成25年2月 同社代表取締役会長就任 平成25年9月 同社代表取締役会長兼社長 代表執行役員就任(現任)	注4	200,000
監査役	-	田中 裕幸	昭和45年10月22日生	平成4年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成11年4月 第一東京弁護士会 弁護士登録 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年11月 田中法律会計事務所開設所長就任(現任) 平成24年6月 当社監査役就任(現任)	注5	-
計						83,923,700

- (注) 1. 取締役 見學信一郎及び中川俊彦は、社外取締役であります。
 2. 監査役 木村一義及び田中裕幸は、社外監査役であります。
 3. 平成28年6月8日開催の定時株主総会終結の時から1年間
 4. 平成28年6月8日開催の定時株主総会終結の時から4年間
 5. 平成26年5月30日開催の定時株主総会終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社は、長期的・継続的な株主価値の最大化を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの確立が極めて重要な課題であると考えております。このような認識をベースに、当社グループが掲げる「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」というビジョンの下、全役職員が高い専門性を身につけるとともに常に問題意識を持ち、さらなる改善に向けて日々努力を重ねることを基本方針としております。

イ．企業統治の体制の概要及び採用の理由

当社は、取締役会が迅速かつ適切な経営判断と取締役の相互監視を行う一方、監査役会が取締役の業務の執行を監視、検証し適切な牽制機能を果たしていくことが、ガバナンス体制として最も効率的かつ効果的と判断し、監査役会設置会社を選択しております。

<取締役会・取締役>

当社の取締役会は、経験豊富な4名の取締役で構成されており、毎月一回開催の定例取締役会に加え、随時必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応し経営体制を機動的に構築するため、当社の取締役の任期は1年に短縮されております。

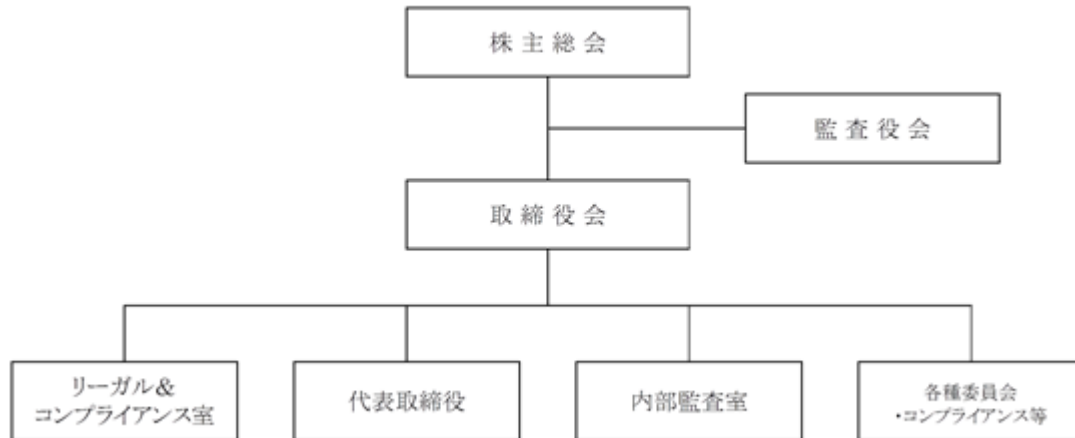
<監査役会・監査役>

当社の監査役会は、当社グループの実務に精通した社内監査役1名と、2名の独立した社外監査役により構成されており、業務執行の適法性、妥当性の監視を行っております。また、ガバナンス体制を強化するため、社外取締役2名を招聘することで、取締役会に独立かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図っております。

<その他>

その他、金融商品取引法等の諸法令・諸規則遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会の他、取締役会の指定する事項について、その諮問内容に応じて調査、審議、立案、答申等を行う各種委員会を設置しております。また、海外子会社も含めたコンプライアンス担当者間で連絡を密にし、グローバルな視点からも業務執行に関する法令遵守及びリスク管理の検討を行っております。

会社の機関及び内部統制システムは、概ね以下のとおりであります。



ロ．その他の企業統治に関する事項

当社は、業務の有効性と効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、法令遵守の観点から、内部統制システムの充実に努めております。当社が定める「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（平成28年5月2日改正）」は、以下の通りです。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外監査役を含む監査役により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。
- (2) 社外取締役及び社外監査役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。
- (3) 取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。

- (4) 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て月次取締役会にて報告する。
- (5) 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存・管理する。
- 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 監査役会議事録
 - その他文書規程及び経理規程に定める文書
- (2) 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。
- (4) 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、テロ行為等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規則に基づいて協議を行い、決定する。また、取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。
- (2) 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性と健全性の確保に努める。
- (3) 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。
- (4) 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。
- (2) 社内規程は法令の改廃等に合わせ随時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。
- (3) 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。
- (4) 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会での審議の後、取締役会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。
- (5) 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。
- (6) 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会に対して報告する。
- (7) 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各子会社の経営については、子会社管理規則に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。
- (3) 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、監査役職務を補助するための使用人を置く。
- (2) 当該使用人は、原則として監査役会の専属とし、その使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査役会の同意を得る。

8. 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社及び国内子会社においては、

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役及び主たる使用人は監査役との会合を定期的開催し、経営及び業務執行に係る諸問題を監査役に報告するとともに意見交換を行う。
- (3) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し取締役及び使用人から受けた報告の内容を監視・検証し、必要に応じて、助言又は意見の表明あるいは勧告、行為の差し止め等の措置を講じる。

海外子会社においては、

現地法令等により必ずしも監査役が選任されていない会社もあることから、子会社取締役を勤める当社役員への報告や月次グローバル・コンプライアンス報告によって、当社監査役へ間接的に報告する。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(直接・間接を問わず)監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役職務の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。
- (2) 監査役は、内部監査結果について内部監査部門から随時報告を受けるとともに、会計監査の結果については会計監査人から定期的に報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。
- (3) 監査役は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。
- (4) 監査役は、各社監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

12. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本原則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

八．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する最低責任限度額であります。これは社外取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

監査役及び監査役会による監査は、経験豊富かつ独立性の強い社外監査役2名を含めた3名によって実施され、日常的監査業務の他に取締役会をはじめとする重要会議及び各種委員会への出席・各種提言を通じ、業務執行の適法性・妥当性の監視を行っております。また、監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換しております。

内部監査は、業務執行から独立した取締役会直轄の内部監査室によって実施され、取締役会が承認した年度監査計画に従い、各部門の業務執行が法令・定款諸規則及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、その結果を取締役に報告しております。

監査役及び監査役会は、内部監査結果については内部監査室から随時、会計監査人の監査結果については定期的に会計監査人から、それぞれ監査結果の報告を速やかに受ける等、相互連携に努めております。また内部監査室も、会計監査人の監査結果については定期的に会計監査人から報告を受ける等、相互連携に努めております。

その他、監査役及び監査役会並びに内部監査室は、リーガル&コンプライアンス室と定期的に会合を持ち、内部統制の更なる改善点などについて意見を交換しております。

なお、監査役の田中裕幸は弁護士・公認会計士としての資格を有しており、財務・会計に関する豊富な実務経験を有しております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、監査契約を結んでおります。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は森重俊寛氏及び伊藤雅人氏であり、同監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。当社と、全ての社外取締役、社外監査役との間には人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外取締役、社外監査役の当社株式の所有状況は、「第4 提出会社の状況 5 役員状況」に記載のとおりであります。

当社は、社外取締役、社外監査役の独立的かつ客観的な意見が取締役会において反映され、意思決定・監督機能の一層の充実につながる事が、企業統治において重要であると考えております。従って当社の社外取締役、社外監査役として、豊富な経験と幅広い見識を持ち、かつ当社からの独立性が高い方を選任したいと考えております。なお、独立性に関する基準としては、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程等を参考にしております。

この方針に基づき選任された社外取締役または社外監査役は、主として取締役会に出席することを通じ、また代表取締役と会合を持ち、意見交換する他、必要に応じて監査部署その他社内各部署からの情報提供や連携を通じ、経営全般の監督・監視を行う体制としております。なお、全ての社外取締役、社外監査役は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2等に定める独立役員として届出を行っております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	20	18	-	2	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	-	1
社外役員	13	13	-	0	-	5

ロ．連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

該当事項はありません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ．役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1) 取締役の報酬等

当社の取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の決議によって報酬額を決定しております。具体的には、当社は持株会社であることから、当社の取締役（社外取締役を含む）に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として、常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループ会社の役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役への報酬等は、まずグループ全体に対する職責等を勘案して各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を、兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、兼務する事業子会社においては、グループ業績やグループ業務執行への貢献度合い等により賞与支給を行う場合がある他、当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、ストックオプションの付与等を行うことがあります。

2) 監査役の報酬等

当社の監査役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査役会の協議によって決定しております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるスパークス・グループ株式会社については以下のとおりです。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的の投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	51	-	-	-
上記以外の株式	76	53	1	37	3 (13)

(注)「評価損益の合計額」の()は、外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

ニ. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
 該当事項はありません。

ホ. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
 該当事項はありません。

取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除き、取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	16	-	18	-
連結子会社	5	2	10	5
計	21	2	28	5

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して、監査報酬等として13百万円を計上しております。

(当連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して、監査報酬等として15百万円を計上しております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の規模、業界の特性、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投信投資顧問業を営む会社の連結財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入や会計基準設定主体等の行う研修への参加のほか、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル等を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	12,709	13,070
有価証券	-	494
前払費用	70	100
未収入金	147	602
未収委託者報酬	298	393
未収投資顧問料	866	842
預け金	503	503
繰延税金資産	403	730
その他	271	221
貸倒引当金	5	37
流動資産計	15,265	16,921
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	176	119
工具、器具及び備品(純額)	154	121
車両運搬具(純額)	15	14
土地	-	3
有形固定資産合計	136	50
無形固定資産		
ソフトウェア	10	12
のれん	506	-
無形固定資産合計	516	12
投資その他の資産		
投資有価証券	2,332,75	2,333,335
差入保証金	245	353
繰延税金資産	5	4
その他	21	17
貸倒引当金	16	15
投資その他の資産合計	3,531	3,695
固定資産計	4,184	3,758
資産合計	19,450	20,680

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	3,300
未払手数料	150	96
未払金	575	937
前受金	271	-
未払法人税等	215	426
その他	140	416
流動負債計	1,354	4,876
固定負債		
長期借入金	3,300	-
退職給付に係る負債	6	6
繰延税金負債	248	37
その他	54	25
固定負債計	3,308	70
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	40	40
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	4,662	4,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,517	8,575
資本剰余金	4,053	4,108
利益剰余金	1,797	3,972
自己株式	3,304	3,501
株主資本合計	11,063	13,154
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	499	63
為替換算調整勘定	1,588	1,163
退職給付に係る調整累計額	2	1
その他の包括利益累計額合計	2,086	1,102
新株予約権	69	23
非支配株主持分	1,568	1,453
純資産合計	14,787	15,733
負債・純資産合計	19,450	20,680

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,405	2,779
投資顧問料	4,536	4,824
その他営業収益	712	1,139
営業収益計	6,654	8,743
営業費用及び一般管理費	1 5,231	1 5,764
営業利益	1,422	2,978
営業外収益		
受取配当金	61	1
受取利息	135	103
為替差益	148	-
雑収入	9	42
営業外収益計	355	147
営業外費用		
支払利息	36	41
為替差損	-	40
雑損失	8	39
営業外費用計	45	121
経常利益	1,731	3,004
特別利益		
投資有価証券売却益	0	556
固定資産売却益	1	-
特別利益計	1	556
特別損失		
投資有価証券売却損	1	-
投資有価証券評価損	26	13
子会社清算損	7	-
のれん減損損失	-	2 184
海外子会社特別退職金	45	-
特別損失計	81	197
税金等調整前当期純利益	1,651	3,363
法人税、住民税及び事業税	525	965
法人税等調整額	415	334
法人税等合計	109	631
当期純利益	1,542	2,732
非支配株主に帰属する当期純利益	42	46
親会社株主に帰属する当期純利益	1,499	2,685

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	1,542	2,732
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	225	564
為替換算調整勘定	695	572
退職給付に係る調整額	6	5
その他の包括利益合計	914	1,131
包括利益	2,456	1,600
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,240	1,701
非支配株主に係る包括利益	215	101

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,492	14,340	12,673	4,438	9,720
当期変動額					
新株の発行	25	19			44
株式交換による減少		829		1,134	304
資本金から剰余金への振替	4,000	4,000			-
剰余金（その他資本剰余金）の配当		505			505
欠損填補		12,971	12,971		-
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,499		1,499
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,974	10,287	14,470	1,134	1,343
当期末残高	8,517	4,053	1,797	3,304	11,063

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	278	1,063	2	1,344	87	1,371	12,524
当期変動額							
新株の発行							44
株式交換による減少							304
資本金から剰余金への振替							-
剰余金（その他資本剰余金）の配当							505
欠損填補							-
剰余金の配当							-
親会社株主に帰属する当期純利益							1,499
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	221	524	4	741	18	196	919
当期変動額合計	221	524	4	741	18	196	2,263
当期末残高	499	1,588	2	2,086	69	1,568	14,787

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,517	4,053	1,797	3,304	11,063
当期変動額					
新株の発行	57	55			113
株式交換による減少					-
資本金から剰余金への振替					-
剰余金（その他資本剰余金）の配当					-
欠損填補					-
剰余金の配当			510		510
親会社株主に帰属する当期純利益			2,685		2,685
自己株式の取得				197	197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	57	55	2,175	197	2,090
当期末残高	8,575	4,108	3,972	3,501	13,154

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	499	1,588	2	2,086	69	1,568	14,787
当期変動額							
新株の発行							113
株式交換による減少							-
資本金から剰余金への振替							-
剰余金（その他資本剰余金）の配当							-
欠損填補							-
剰余金の配当							510
親会社株主に帰属する当期純利益							2,685
自己株式の取得							197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	563	424	3	983	45	115	1,144
当期変動額合計	563	424	3	983	45	115	945
当期末残高	63	1,163	1	1,102	23	1,453	15,733

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,651	3,363
減価償却費	56	112
のれん償却額	722	311
賞与引当金の増減額(は減少)	5	-
受取利息及び受取配当金	196	105
支払利息	36	41
為替差損益(は益)	67	9
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	2	556
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	26	13
未収入金の増減額(は増加)	17	453
のれん減損損失	-	184
未収委託者報酬・未収投資顧問料等の増減額(は増加)	215	101
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	262	316
その他	106	155
小計	2,183	2,979
利息及び配当金の受取額	196	103
利息の支払額	36	41
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,011	575
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,332	2,466
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の増減額(は増加)	9	34
有価証券の取得による支出	-	1,087
有価証券の売却及び償還による収入	-	1,109
投資有価証券の取得による支出	527	2,446
投資有価証券の売却及び償還による収入	425	1,574
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	69	-
子会社の清算による収入	45	-
その他	205	81
投資活動によるキャッシュ・フロー	70	965
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	26	77
長期借入れによる収入	1,500	-
配当金の支払額	502	507
自己株式の取得による支出	-	197
非支配株主への配当金の支払額	19	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,004	641
現金及び現金同等物に係る換算差額	607	498
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,015	360
現金及び現金同等物の期首残高	9,694	12,709
現金及び現金同等物の期末残高	12,709	13,070

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

SPARX Overseas, Ltd.
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.
スパークス・アセット・マネジメント株式会社
SPARX Asia Capital Management Limited
SPARX Asia Investment Advisors Limited
SPARX Real Estate Investment Limited
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

SPARX Finance S.A.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

合同会社東北早期復興支援ファンド1号
合同会社東北早期復興支援ファンド2号
Lotte-KDB-Daewoo Securities-COSMO Global Investment Partnership Private Equity Fund
なお、Lotte-KDB-Daewoo Securities-COSMO Global Investment Partnership Private Equity Fundは、平成28年4月26日において、Lotte-KDB-Mirae Asset Daewoo-SPARX Global Investment Partnership Private Equity Fundにファンド名を変更しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

SPARX Finance S.A.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模会社であり、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSPARX Asia Capital Management Limited、SPARX Asia Investment Advisors Limited及びスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致していません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(投資事業組合等への出資)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

□ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～20年

工具、器具及び備品 2～20年

車両運搬具 6年

□ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、一部の在外子会社における役職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

費用処理されていない数理計算上の差異等の未認識額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動についてリスクのない定期預金等としております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

□ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「有形固定資産」に掲記しておりました「建物」は当連結会計年度において、新たに「構築物」が発生したため、「建物」とあわせて「建物及び構築物」として表示することとしております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式の発行による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた26百万円は、「株式の発行による収入」26百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。

この本社移転に伴い利用見込みのない建物附属設備等につきまして、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当連結会計年度に耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が62百万円それぞれ減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	128百万円	123百万円
工具、器具及び備品	137百万円	157百万円
車両運搬具	0百万円	1百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	130百万円	130百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	65百万円	53百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-	3,000百万円
長期借入金	3,000百万円	-

4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金・・・金融商品取引法第46条の5

(連結損益計算書関係)

1 営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払手数料	814百万円	1,008百万円
給料及び賞与	2,006百万円	2,305百万円
のれん償却費	722百万円	311百万円
貸倒引当金繰入額	5百万円	35百万円

2 減損損失

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社(以下「SATM社」。)の以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
投信投資顧問業	のれん	東京都品川区	184百万円

資産のグルーピングについては、主に内部管理上の区分に基づいております。

上記の資産について、SATM社の現在の取り組み、不透明な事業環境及び業績等を勘案して回収可能額を保守的に評価した結果、当連結会計年度末におけるのれん未償却残高の全額をのれん減損損失(184百万円)として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	275百万円	229百万円
組替調整額	27百万円	536百万円
税効果調整前	302百万円	766百万円
税効果額	76百万円	202百万円
その他有価証券評価差額金	225百万円	564百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	695百万円	572百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	6百万円	5百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	6百万円	5百万円
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	6百万円	5百万円
その他の包括利益合計	914百万円	1,131百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	208,445,300	290,400	-	208,735,700
合計	208,445,300	290,400	-	208,735,700
自己株式				
普通株式 (注)2	6,242,700	-	1,595,590	4,647,110
合計	6,242,700	-	1,595,590	4,647,110

(注)1 普通株式の発行済株式の株式数の増加290,400株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少1,595,590株は、当連結会計年度において全株式を取得したスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社を買収する際に用いた簡易株式交換において交付したものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1.				当連結会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第6回新株予約権(注)2.	普通株式	60,000	-	60,000	-	-
	第7回新株予約権(注)3.	普通株式	16,800	-	4,400	12,400	-
	第8回新株予約権(注)3.	普通株式	22,200	-	7,700	14,500	10
	第10回新株予約権(注)4.	普通株式	26,000	-	1,000	25,000	5
	第11回新株予約権(注)3.	普通株式	47,000	-	7,500	39,500	17
	第12回新株予約権(注)3.	普通株式	1,336,800	-	270,800	1,066,000	36
合計	-	-	1,508,800	-	351,400	1,157,400	69

(注)1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 第6回新株予約権の当連結会計年度の減少は、行使期間満了に伴う消滅によるものであります。

3. 第7回、第8回、第11回及び第12回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 第10回新株予約権の当連結会計年度の減少は、退職者の発生に伴う消滅によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月30日 定時株主総会	普通株式	505	2.50	平成26年3月31日	平成26年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月2日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	510	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月3日

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	208,735,700	801,700	-	209,537,400
合計	208,735,700	801,700	-	209,537,400
自己株式				
普通株式 (注) 2	4,647,110	1,000,000	-	5,647,110
合計	4,647,110	1,000,000	-	5,647,110

(注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の増加801,700株は、新株予約権の行使によるものであります。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1.				当連結会 計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第7回新株予約権(注) 2.	普通株式	12,400	-	2,000	10,400	-
	第8回新株予約権(注) 2.	普通株式	14,500	-	4,000	10,500	7
	第10回新株予約権(注) 3.	普通株式	25,000	-	2,500	22,500	5
	第11回新株予約権(注) 2.	普通株式	39,500	-	14,000	25,500	11
	第12回新株予約権(注) 4.	普通株式	1,066,000	-	1,066,000	-	-
合計		-	1,157,400	-	1,088,500	68,900	23

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 第7回、第8回及び第11回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 第10回新株予約権の当連結会計年度の減少は、退職者の発生に伴う消滅によるものであります。

4. 第12回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使及び行使期間満了に伴う消滅によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月2日 定時株主総会	普通株式	510	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月8日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	815	4.00	平成28年3月31日	平成28年6月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	12,709百万円	13,070百万円
現金及び現金同等物	12,709百万円	13,070百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券及び預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については主として銀行借入によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

借入金の利息は、固定金利であり支払金利の変動リスクはありません。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（下記（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金・預金	12,709	12,709	-
(2) 有価証券及び投資有価証券	2,583	2,583	0
満期保有目的の債券	10	10	0
その他有価証券	2,573	2,573	-
(3) 未収入金	147	147	-
(4) 未収委託者報酬	298	298	-
(5) 未収投資顧問料	866		
貸倒引当金（*1）	5		
	860	860	-
資産計	16,599	16,600	0
負債			
(1) 未払手数料	150	150	-
(2) 未払金	575	575	-
(3) 長期借入金	3,000	3,004	4
(4) 1年以内返済予定の長期借入金	-	-	-
負債計	3,726	3,730	4
デリバティブ取引（*2）	0	0	-

（*1）未収投資顧問料に計上されている貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
資産			
(1) 現金・預金	13,070	13,070	-
(2) 有価証券及び投資有価証券	2,884	2,884	0
満期保有目的の債券	10	10	0
その他有価証券	2,874	2,874	-
(3) 未収入金	602	602	-
(4) 未収委託者報酬	393	393	-
(5) 未収投資顧問料	842		
貸倒引当金(*1)	37		
	804	804	-
資産計	17,755	17,755	0
負債			
(1) 未払手数料	96	96	-
(2) 未払金	937	937	-
(3) 長期借入金	-	-	-
(4) 1年以内返済予定の長期借入金	3,000	3,000	-
負債計	4,033	4,033	-
デリバティブ取引(*2)	0	0	-

(*1) 未収投資顧問料に計上されている貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬、並びに(5) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額又は合理的に算定された価格、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払金、並びに(4) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	0	52
投資事業組合等への出資	691	893

これら(非連結子会社及び関連会社への出資を含む)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(2) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	12,709	-	-	-
未収入金	147	-	-	-
未収委託者報酬	298	-	-	-
未収投資顧問料	866	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	-	10	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの(社債)	-	550	-	-
合計	14,022	560	-	-

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	13,070	-	-	-
未収入金	602	-	-	-
未収委託者報酬	393	-	-	-
未収投資顧問料	842	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	10	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの(社債)	494	-	-	-
合計	15,413	-	-	-

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	3,000	-	-	-	-
合計	-	3,000	-	-	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
1年以内返済予定の長期 借入金	3,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-	-	-
合計	3,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	10	10	0
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	10	10	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10	10	0

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	10	10	0
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	10	10	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		10	10	0

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	68	53	15
	(2) 債券			
	国債・地方債	-	-	-
	等			
	社債	550	541	8
	その他	-	-	-
(3) その他	1,943	1,216	726	
	小計	2,562	1,812	750
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	10	13	2
	(2) 債券			
	国債・地方債	-	-	-
	等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	10	13	2
合計		2,573	1,826	747

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	56	53	3
	(2) 債券			
	国債・地方債	-	-	-
	等			
	社債	494	490	3
	その他	-	-	-
(3) その他	519	399	120	
	小計	1,070	943	126
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	0
	(2) 債券			
	国債・地方債	-	-	-
	等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	1,803	1,949	145	
	小計	1,803	1,949	145
合計		2,874	2,893	19

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	310	-	1
その他	-	-	-
(3) その他	115	0	1
合計	425	0	3

（注）売却損は、特別損失の「投資有価証券売却損」の他、営業外費用の「雑損失」に含めて計上しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	37	37	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,646	519	0
合計	2,684	556	0

（注）売却損は、営業外費用の「雑損失」に含めて計上しております。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において保有しているその他有価証券のうち時価のある その他について26百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当連結会計年度において保有しているその他有価証券のうち時価のある その他について13百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

下記デリバティブ取引はすべてSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.におけるものです。

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	36	-	0	0
合計		36	-	0	0

当連結会計年度(平成28年3月31日)

下記デリバティブ取引はすべてSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.におけるものです。

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	22	-	0	0
合計		22	-	0	0

(2)金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(3)株式関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業費用及び一般管理費の株式報酬費用	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社並びに当社子会社の取締役 6名 当社並びに当社子会社の従業員 147名	当社並びに当社子会社の取締役 8名 当社並びに当社子会社の従業員 134名	当社並びに当社子会社の従業員 32名
株式の種類及び付与数	普通株式 251,000株	普通株式 185,600株	普通株式 97,500株
付与日	平成18年3月29日	平成19年4月25日	平成20年6月6日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	特段の定めなし	特段の定めなし	特段の定めなし
権利行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年3月31日	自平成22年5月1日 至平成30年4月30日	自平成22年7月1日 至平成28年6月30日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社並びに当社子会社の従業員 62名	当社並びに当社子会社の取締役 5名 当社並びに当社子会社の従業員 45名
株式の種類及び付与数	普通株式 258,000株	普通株式 2,494,000株
付与日	平成20年6月6日	平成23年5月30日
権利確定条件	(注2)	(注3)
対象勤務期間	特段の定めなし	特段の定めなし
権利行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年6月30日	自平成25年7月1日 至平成27年6月30日

(注1) 付与対象者の区分及び人数については、当該新株予約権を付与した時点の区分及び数を記載しております。

(注2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等、継続的な契約関係があることを要します。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退社した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

(注3) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに当社顧問などの地位にあることを要します。ただし、当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

(注4) 第12回新株予約権は、当連結会計年度末までに権利行使期間が満了し、全て消滅しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	12,400	14,500	25,000
権利確定	-	-	-
権利行使	2,000	4,000	-
失効	-	-	2,500
未行使残	10,400	10,500	22,500

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	39,500	1,066,000
権利確定	-	-
権利行使	14,000	781,700
失効	-	284,300
未行使残	25,500	-

単価情報

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	500
行使時平均株価 (円)	251	265	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	721	228

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	99
行使時平均株価 (円)	255	246
公正な評価単価(付与日)(円)	431	34

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、確定した失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
 一部の在外子会社は、役職員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
 当該確定給付制度においては、退職者の給与と勤務年数に基づき、年金又は一時金を支給します。
2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	108百万円	60百万円
勤務費用	26	25
利息費用	3	2
数理計算上の差異の発生額	6	5
退職給付の支払額	95	14
その他	10	6
退職給付債務の期末残高	60	62

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	98百万円	54百万円
期待運用収益	2	1
数理計算上の差異の発生額	0	0
事業主からの拠出額	36	22
退職給付の支払額	91	17
その他	9	5
年金資産の期末残高	54	55

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	60百万円	62百万円
年金資産	54	55
	6	6
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6	6
退職給付に係る負債	6	6
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6	6

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	26百万円	25百万円
利息費用	3	2
期待運用収益	2	1
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	28	26

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	6百万円	5百万円
その他	0	0
合 計	6	5

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	- 百万円	- 百万円
未認識数理計算上の差異	3	2
合 計	3	2

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	15.7%	33.5%
現金及び預金	30.1	2.1
その他	54.2	64.4
合 計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、役職員の予測残存勤務期間における格付けAAの社債利回りを考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	2.8%	2.6%
長期期待運用収益率	4.1%	2.8%
予定昇給率	1.0%	2.0%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	4,770百万円	3,721百万円
未払費用否認	124	214
未払事業税	39	96
その他有価証券評価差額金	-	44
その他	50	61
繰延税金資産小計	4,984	4,138
評価性引当額	4,567	3,391
繰延税金資産合計	416	747
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	240	38
その他	14	12
繰延税金負債合計	255	51
繰延税金資産負債の純額	160	696

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	403百万円	730百万円
固定資産 - 繰延税金資産	5	4
固定負債 - 繰延税金負債	248	37

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
税率変更による差異	0.8	18.0
同族会社の留保金課税	-	5.4
のれん償却	15.6	3.1
海外子会社の税率差異等	8.2	2.7
のれんの減損損失	-	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.7
評価性引当金の増減	52.8	45.1
所得拡大税制による税額控除	-	1.0
その他	1.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6	18.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.30%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額が19百万円、繰延税金負債の金額が2百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が19百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は33百万円減少し、法人税等調整額は33百万円増加しております。

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
 当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
 当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位:百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
2,474	1,607	1,380	724	466	6,654

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産 (単位:百万円)

日本	韓国	香港	合計
105	24	5	136

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Smart Grid Fund	873	投信投資顧問業

(注) なお、ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	ケイマン	欧州	韓国	その他	合計
4,639	1,058	1,960	637	446	8,743

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	韓国	香港	合計
26	11	11	50

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社グループは、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	64.43円	69.92円
1株当たり当期純利益金額	7.35円	13.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7.32円	13.11円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	1,499	2,685
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	1,499	2,685
期中平均株式数(株)	203,772,661	204,582,269
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加額(株)	770,308	155,324
(うち新株予約権)(株)	(770,308)	(155,324)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数250個)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数225個)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,787	15,733
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,637	1,476
(うち新株予約権(百万円))	(69)	(23)
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,568)	(1,453)
普通株主に係る期末の純資産額(百万円)	13,149	14,256
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	204,088,590	203,890,290

(重要な後発事象)
(自己株式の取得)

当社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上および経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得する株式の総数 | 1,200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.59%) |
| (3)株式の取得価額の総額 | 200,000,000円(上限) |
| (4)取得期間 | 平成28年7月1日から平成28年7月29日まで |

(ご参考)平成28年5月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	203,890,290株
自己株式数	5,647,110株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	3,000	1.38	平成29年3月31日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,000	-	1.38	平成29年3月31日
合計	3,000	3,000	-	-

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	2,188	4,404	6,645	8,743
税金等調整前四半期(当期)純利益額(百万円)	740	1,872	2,666	3,363
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	602	1,556	2,164	2,685
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.95	7.61	10.57	13.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	2.95	4.66	2.96	2.54

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,436	1,781
未収入金	2,797	2,135
未収還付法人税等	175	-
前払費用	16	20
繰延税金資産	253	422
その他	5	-
流動資産計	3,685	3,578
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	5	4
有形固定資産合計	5	4
無形固定資産		
ソフトウェア	1	0
無形固定資産合計	1	0
投資その他の資産		
投資有価証券	12,574	13,187
関係会社株式	8,754	8,785
その他の関係会社有価証券	130	130
差入保証金	37	37
破産更生債権等	216	215
貸倒引当金	16	15
投資その他の資産合計	11,496	12,139
固定資産計	11,502	12,144
資産合計	15,188	15,723

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	1 3,000
未払金	2 75	2 244
未払法人税等	-	104
その他	7	21
流動負債計	83	3,370
固定負債		
長期借入金	1 3,000	-
繰延税金負債	238	37
固定負債計	3,238	37
負債合計	3,322	3,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,517	8,575
資本剰余金		
資本準備金	70	125
その他資本剰余金	3,982	3,982
資本剰余金合計	4,053	4,108
利益剰余金		
利益準備金	-	51
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,029	3,117
利益剰余金合計	2,029	3,168
自己株式	3,304	3,501
株主資本合計	11,295	12,350
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500	59
評価・換算差額等合計	500	59
新株予約権	69	23
純資産合計	11,866	12,314
負債・純資産合計	15,188	15,723

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
関係会社業務受託収入	1 320	1 379
投資事業組合管理収入	132	447
その他業務受託収入	32	6
営業収益計	484	833
営業費用及び一般管理費	2 506	2 896
営業損失()	21	62
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	1 1,306	1 1,334
為替差益	44	-
雑収入	0	16
営業外収益計	1,352	1,352
営業外費用		
支払利息	36	41
為替差損	-	49
雑損失	4	7
営業外費用計	40	98
経常利益	1,290	1,190
特別利益		
投資有価証券売却益	-	556
特別利益計	-	556
特別損失		
固定資産売却損	-	0
投資有価証券評価損	3 24	3 13
関係会社株式評価損	-	4 682
特別損失計	24	695
税引前当期純利益	1,265	1,051
法人税、住民税及び事業税	510	428
法人税等調整額	253	169
法人税等合計	763	597
当期純利益	2,029	1,649

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	12,492	12,073	2,266	14,340	22	12,994	12,971	4,438	9,422	
当期変動額										
新株の発行	25	19		19					44	
株式交換による減少			829	829				1,134	304	
資本金から剰余金への振替	4,000		4,000	4,000					-	
資本準備金の取崩		12,073	12,073	-					-	
剰余金（その他資本剰余金）の配当		50	556	505					505	
欠損填補			12,971	12,971	22	12,994	12,971		-	
剰余金の配当									-	
当期純利益						2,029	2,029		2,029	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	3,974	12,003	1,716	10,287	22	15,023	15,000	1,134	1,873	
当期末残高	8,517	70	3,982	4,053	-	2,029	2,029	3,304	11,295	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	289	289	87	9,799
当期変動額				
新株の発行				44
株式交換による減少				304
資本金から剰余金への振替				-
資本準備金の取崩				-
剰余金（その他資本剰余金）の配当				505
欠損填補				-
剰余金の配当				-
当期純利益				2,029
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	211	211	18	193
当期変動額合計	211	211	18	2,066
当期末残高	500	500	69	11,866

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	8,517	70	3,982	4,053	-	2,029	2,029	3,304	11,295	
当期変動額										
新株の発行	57	55		55					113	
株式交換による減少									-	
資本金から剰余金への振替									-	
資本準備金の取崩									-	
剰余金（その他資本剰余金） の配当									-	
欠損填補									-	
剰余金の配当					51	561	510		510	
当期純利益						1,649	1,649		1,649	
自己株式の取得								197	197	
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）										
当期変動額合計	57	55		55	51	1,088	1,139	197	1,054	
当期末残高	8,575	125	3,982	4,108	51	3,117	3,168	3,501	12,350	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	500	500	69	11,866
当期変動額				
新株の発行				113
株式交換による減少				-
資本金から剰余金への振替				-
資本準備金の取崩				-
剰余金（その他資本剰余金） の配当				-
欠損填補				-
剰余金の配当				510
当期純利益				1,649
自己株式の取得				197
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）	560	560	45	606
当期変動額合計	560	560	45	448
当期末残高	59	59	23	12,314

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法に基づく原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(投資事業有限責任組合への出資)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業収益」の「その他業務受託収入」に含めていた「投資事業組合管理収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他業務受託収入」に表示していた164百万円は、「投資事業組合管理収入」132百万円、「その他業務受託収入」32百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	65百万円	53百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年以内に返済予定の長期借入金	-	3,000百万円
長期借入金	3,000百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未収入金	771百万円	1,171百万円
破産更生債権等	16百万円	15百万円
未払金	25百万円	181百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
関係会社業務受託収入	320百万円	379百万円
支払手数料	132百万円	447百万円
受取配当金	1,245百万円	1,332百万円

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度73%、当事業年度45%であります。
 営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払手数料	137百万円	490百万円
給料及び賞与	152百万円	181百万円
事務委託費	93百万円	96百万円

3 投資有価証券評価損

時価が著しく下落し、その回復可能性があるとは認められない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものであります。

4 関係会社株式評価損

当事業年度において、以下の関係会社株式について減損処理を行っております。

SPARX Asia Capital Management Limited 682百万円

(有価証券関係)

子会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及びその他の関係会社有価証券の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	8,754	8,785
その他の関係会社有価証券	130	130
計	8,884	8,915

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金否認	5百万円	4百万円
関係会社株式評価損否認	4,886	4,841
株式報酬費用否認	8	5
投資有価証券評価損否認	12	-
未確定債務否認	9	14
繰越欠損金	4,629	3,582
その他有価証券評価差額金	-	44
その他の税務調整項目	261	250
繰延税金資産小計	9,812	8,743
評価性引当額	9,559	8,320
繰延税金資産合計	253	422
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	238	37

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金負債合計	238	37
繰延税金資産負債の純額	14	384

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
税率変更による差異等	0.2	61.7
同族会社の留保金課税	-	15.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4	0.8
住民税均等割	0.1	0.1
評価性引当金の増減	62.6	122.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	35.0	41.8
連結納税適用による差異	2.9	3.5
その他	0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.4	56.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額が3百万円、繰延税金負債の金額が2百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が3百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は33百万円減少し、法人税等調整額は33百万円増加しております。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)
(自己株式の取得)

当社は、平成28年6月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上および経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	1,200,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.59%)
(3)株式の取得価額の総額	200,000,000円(上限)
(4)取得期間	平成28年7月1日から平成28年7月29日まで

(ご参考)平成28年5月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 203,890,290株

自己株式数 5,647,110株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
車両運搬具	5	6	5	6	1	2	4
有形固定資産計	5	6	5	6	1	2	4
無形固定資産							
ソフトウェア	20	-	-	20	20	0	0
無形固定資産計	20	-	-	20	20	0	0

(注) 当期増加額及び当期減少額は、本社で使用する車両運搬具の買換えによるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	16	-	-	0	15

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、外貨建引当金の為替換算によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は、当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 (http://www.sparx.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第26期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月15日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成27年6月15日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第27期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月7日関東財務局長に提出
（第27期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
平成27年11月12日関東財務局長に提出
（第27期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
平成27年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（投資有価証券売却益の発生）
平成27年7月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）
平成28年6月9日関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（社債）
平成27年9月1日関東財務局長に提出
- (6) 訂正発行登録書（社債）
平成28年6月9日関東財務局長に提出
- (7) 自己株券買付状況報告書
平成28年2月12日、平成28年3月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スパークス・グループ株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、スパークス・グループ株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

スパークス・グループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスパークス・グループ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。